

明初における対モンゴル政策と河西における サキャ・パンディタのチョルテン再建

漢文・チベット文対訳碑刻，宣徳5年(1430)「重修涼州白塔誌」の歴史的背景

伴 真一朗

Ming Policy toward Mongolia during the 15th Century and a Tibetan Buddhist Monastery in the Border Land “河西 (He-xi)” A Study of the Sino-Tibetan Inscription on the Stupa of Sa-skya Pandita

BAN, Shinichiro

The present paper analyses the Sino-Tibetan inscription “重修涼州白塔誌” on the stele erected at the Tibetan Buddhist monastery “白塔寺 (Bai-ta-si)” by the Ming court to commemorate the Tibetan monk Sa-skya Pandita. This inscription is a valuable source to study the important role of this Tibetan Buddhist monastery in Sino-Mongol relations in the border land “河西 (He-xi)”. The Ming court rebuilt the Stupa of Sa-skya Pandita with an innovation of “白塔寺 (Bai-ta-si)” in 1430 and inscribed the historical background of this enterprise on the stele through discussion.

Chapter one presents the transcription of the Chinese and Tibetan texts and their respective Japanese translations. Chapter two attempts a critical comparison of both texts with detailed reference to Chinese and Tibetan sources. Chapter three discusses the Ming-河西 (He-xi) Mongol political background. The Ming court attempted to show their honor of Sa-skya Pandita through rebuilding this stupa and thereby maintaining the peace with 河西 (He-xi) Mongol for the purpose of avoiding their connection to Oirate. Chapter four discusses the Tibetan Buddhist background. The Ming court attempted to favor Tibetan monks there, through granting their request and rebuilding this monastery and thereby making use of their diplomatic ability in Inner Asia at large. Finally, we can conclude that the Tibetan Buddhist monastery in the border land played the role of peace maker in the international relations between China and Mongol, and helped to develop peaceful China-Tibet-Mongol relations on the basis of Tibetan Buddhism.

Keywords: the Ming Court, the Stupa of Sa-skya Pandita, Bai-ta-si Temple, He-xi-Mongol, He-xi Tibetan Buddhist Monks

キーワード： 明朝，サキャ・パンディタのチョルテン，白塔寺，河西モンゴル，河西チベット仏教僧

目次

はじめに

1. 宣徳5年(1430)「重修涼州白塔誌」の録文と和訳
2. 宣徳5年(1430)「重修涼州白塔誌」の史料の信頼性
 - (1) 白塔寺の起原
 - (2) モンゴルによるサキヤ・パンディタの招請と彼の死後のチョルテンの建立
 - (3) チベット仏教僧ソナムギェルツェンの

請願を受けての宣徳5年(1430)における明朝によるチョルテンと寺院の再建

- (4) 漢文面とチベット文面の撰者について
3. サキヤ・パンディタのチョルテン再建と洪熙・宣徳年間における河西モンゴル勢力の動向
4. 明朝のモンゴル政策における河西チベット仏教僧の重要性

はじめに

本稿は、宣徳5年(1430)「重修涼州白塔誌」の検討を通じて、明朝—モンゴルの境界地帯において活動していたチベット仏教寺院の歴史的役割の重要性を明らかにすることによって、チベット仏教世界の発展の過程に考察を加えようとするものである¹⁾。

従来、明朝—モンゴル関係史や明朝—チベット関係史においては多くの研究の蓄積がなされてきた²⁾。しかし、モンゴル時代以降においてチベット仏教がモンゴル人をはじめとする内陸アジア東部の諸民族に影響力を持つのは、16世紀末のトメト部のアルタン・ハンとチベット仏教の有力宗派ゲルク派の高僧であるダライ・ラマ三世との会見によってチベット仏教がモンゴルに再流入してからで

あるとする見解が一般的である³⁾。つまり、モンゴルへのチベット仏教の影響力は元ウルスの漠地からの撤退より断絶ないしは衰退したとされてきたのである。

しかし、札奇斯欽 1978: 375-382 及び喬吉 2008: 1-2 ではアルタン・ハン以前にもモンゴルでチベット仏教僧が活動していたことを述べる。さらに杉山 2008 では、明初における東北部へのモンゴル政策の一つとして同地においては永楽帝によるチベット仏教寺院の建設が行われていたこと、そしてそれは東北部のみの現象ではなく、青海にも同様の現象があり、明初⁴⁾においても明朝がモンゴル時代の政策を引き継ぐ形でチベット仏教を重要視していたことを論じている。これらの研究においては、チベット仏教の価値観がどれだけ受容そして共有されていたのかは明らかにされないものの、モンゴルとチベット仏教の

-
- 1) 石濱 2001: 364 によればチベット仏教世界とは、俗権が聖権に奉仕するチベット仏教の価値観に基づいて自らを菩薩王や転輪聖王になぞらえる王権思想を、チベット、モンゴル、満洲三民族の王侯が共有する政治的世界を指す。
 - 2) 明朝—モンゴル関係史について代表的なものをあげるならば、和田 1959, 萩原 1980, Serruys 1967, 1975, 1980, 1987。明朝—チベット関係史についての代表的なものは Sperling 1983, 佐藤 1986, 乙坂 1998。
 - 3) アルタン・ハン以降におけるチベット仏教のモンゴルへの「再流入」については井上 2002 が詳細であり、概説ではあるが喬吉 2008 もある。乙坂 1993 は中国・チベット・モンゴルの三者の関係においてチベット仏教が重要な役割を持つのはアルタン・ハンとダライ・ラマ三世の会見が行われた明朝の万暦期(1573-1620)からとする。
 - 4) 本稿では明初の時期を洪武(1368-1398)から正統年間(1436-1449)とする。これは田村 1968: 74-76 において明朝—モンゴル関係が三期に分けられた中の第一期にあたる。この区分は明朝の「北辺」問題に関する近年の研究である松本 2001 でも踏襲されている [pp. 219-220]。

結びつきが大元ウルスの撤退以降も継続しており、明朝もその影響力を認識していたことが推測できる。

さて、明朝、モンゴル、チベットの関係の中で重要な役割を果たしていたと考えられる勢力がある。それは三者の境界地域である青海、甘粛にあったチベット仏教寺院である⁵⁾。

明朝、モンゴル、チベットの関係史において、境界地帯のチベット仏教寺院の重要性を論じたのは乙坂智子氏である。乙坂 1991 は明朝の対モンゴル政策とゲルク派の対明朝政策において、青海のチベット仏教寺院弘化寺がそれぞれの出先機関としての役割を果たしたことを明らかにした。

そして、乙坂 1993: 6 では万暦期 (1573-1620) において明朝、チベット、モンゴルの間にチベット仏教を中心とした関係が形成されていく中で、ゲルク派の対モンゴル政策に弘化寺が影響力を与えたことを指摘した。

乙坂氏の研究はチベット語、漢語史料を用い、モンゴル、チベット、漢地の間において、三者の境界であるアムド・チベット人勢力の重要性を明らかにしたものであり、非常に興味深い視角であるが、論考の中心は明代中期の成化期 (1465-1487) から明代後期の万暦期 (1573-1620) にあり、明初の事例についても考察を深める必要がある⁶⁾。

ここで境界地帯におけるチベット仏教寺院の歴史的役割を示す重要な史料をあげたい。それはチベット仏教寺院にある漢文・チベット文対訳碑刻である。これらはその多くが明朝側の人間によって立碑されたもので、報告、

拓影、録文が個別に発表されているものの、全体的な性質の把握や、個々の立碑の歴史的背景や研究は進んでいないといってい⁷⁾。

このような状況に対し、筆者は伴 2005 において青海にあるチベット仏教寺院瞿曇寺にある漢文・チベット文対訳碑刻の紹介とその中の一つである永楽 16 年 (1418) 「皇帝勅諭碑」の和訳と史料価値の検討を行った。そして伴 2009 において、瞿曇寺にある永楽 16 年 (1418) 「御製金仏像碑」に対する検討を通じて、永楽帝が仏教理念を取り入れた対外政策を行なう際に境界地帯である青海のチベット仏教寺院が重要な役割を果たしていたことを明らかにした⁸⁾。ここから境界地帯のチベット仏教寺院にある漢文・チベット文対訳碑刻を検討することによって、明朝の内陸アジア政策において境界地帯のチベット仏教寺院が重要な役割を果たしていたことが明らかに出来る可能性を示すことができた。

本稿はモンゴル時代のチベット仏教の高僧サキャ・パンディタを記念するために明朝が再建した白塔寺にある漢文・チベット文対訳碑文である宣徳 5 年 (1430) 「重修涼州白塔誌」(以下、本碑刻とする)の歴史的背景についての考察である。本碑刻は宣徳 5 年 (1430) に明朝がサキャ・パンディタのチョルテンと白塔寺を再建した経緯を述べたものである。第一章は漢文面とチベット文面の移録と和訳を行う。第二章は漢文面とチベット文面を対照しつつ、本碑刻の内容についての検討を行い、本碑刻が史料として一定の信頼性を持つことを明らかにする。第三章は、明

-
- 5) この地域はチベット語ではアムド (Tib. a mdo) と呼称される地域に含まれる。アムドは現在の青海省全域、甘粛省西部、四川省西北部のチベット人居住地域を指す。
 - 6) なお、アムドのチベット仏教寺院である瞿曇寺と明朝との関係については Sperling 2001, 2009 があるが、明朝のモンゴル政策におけるアムドの位置づけについては触れていない。
 - 7) 明朝の漢文とチベット文対訳文書については主なもの『西檔案』に収録されているものの、漢文・チベット文対訳碑刻についてはまとめて収録したものは現在のところ編纂されていない。個別の報告・拓影・録文がある碑刻は、正統 13 年 (1448)、「重修涼州広善寺碑」[王・陳 1990]、嘉靖 4 年 (1525)、「勅賜感恩寺碑」[羅文華・文明 2010: 72] 等がある。しかし、チベット文面と漢文面の比較対象をも含めた記述の詳しい検討や立碑の歴史的背景の考察は進んでいない。
 - 8) Sperling 2001, 2009 では同寺にある石刻史料について検討していない。

朝がサキヤ・パンディタを顕彰することによって河西モンゴルとの平和的関係を構築し、それによって彼らとモンゴル高原に本拠を置くオイラト等との連携を断とうしていたことが、本碑刻の歴史的背景の一つであったことを明らかにする。第四章は、明朝がチベット仏教僧の請願を受け入れて白塔寺を再建することによって、内陸アジアの広い地域にわたって影響力をもつ彼らの外交能力を利用しようとしていたことが、本碑刻の歴史的背景のもう一つであったことを明らかにする。そして最後に、境界地帯のチベット仏教寺院が明朝とモンゴルとの関係において調停者としての役割を演じており、それは、内陸アジアの諸民族がチベット仏教の価値観を共有するチベット仏教世界が、モンゴル時代から明初にかけて衰退することなく継承され、さらに清代に発展していった可能性を示している」と述べる。

1. 宣徳5年(1430)「重修涼州白塔誌」の録文と和訳

1247年、涼州において行われたチベット仏教サキヤ派の高僧であるサキヤ・パンディタとモンゴルの王族コデンとの会見はその後の内陸アジア史に大きな影響を与えた。後世、この事件はチベット仏教とモンゴルの出会いの縁起譚とされ、17世紀以降に編纂された多くのモンゴル年代記の中で語られるように

なった〔岡田1962〕。

本碑刻はこの歴史的イベントについて漢文とチベット文で記したもので、涼州でサキヤ・パンディタが滞在した寺院白塔寺⁹⁾の歴史と同寺におけるサキヤ・パンディタ死後のチョルテン建立、宣徳5年(1430)の明朝によるチョルテンと寺院の再建を述べる。後述するが、漢文面とチベット文面では記述が異なっている部分がある¹⁰⁾。

本碑刻は王1993: 75によれば片面漢文・片面チベット文、碑高51.8 cm、碑寛31 cm、碑厚6 cm。拓影は中国社会科学院考古研究所、甘肅省文物考古研究所2003: 64-65(以下、社・文2003とする)に収録され、漢文の録文が梁1997: 211-212、喬高才讓1993: 144-145、王2001: 98-99に、チベット文の録文が喬高才讓1993: 145-146に収録されている。しかし、拓影から判断する限りでは漢文面に比べてチベット文面は不鮮明な部分が多い。

「重修涼州白塔誌」¹¹⁾ 録文

漢文面

[1] 重修涼州白塔誌

[2] 涼州為河西之重鎮距城東南四十里有故寺俗名白塔不知

[3] 起於何代原其本乃前元也禪火端王重修請致

[4] 〔改行平出〕帝師撤失加班支答¹²⁾居焉師後化於本寺乃建大塔一座高百

9) 「重修涼州白塔誌」によれば同寺は明朝によって莊嚴寺という寺名を授けられたが、現在では白塔寺という呼称が一般的である〔宿1996: 264, 梁1997: 209〕。本稿では白塔寺とする。なお、筆者は2009年8月に白塔寺を訪問した。その時の現状と涼州のチベット仏教に関する明清の碑刻について述べたものが伴2011である。

10) 福田・石濱1986: 29によれば中国側の文献にはサキヤ・パンディタに関する記事はみえないので、本碑刻の漢文面は彼に言及した数少ない漢文史料と言える。

11) 王2001: 98は「重修涼州百塔誌」とする。おそらく「百」の「一」が欠けて「白」になったと推測したのであろう。また漢文面: 2行にも「白塔」と記されているが、王2001: 98は「百」と録している。しかし、両方とも「一」が欠けている痕跡が無く、チベット文面: 1行では碑題にあたる箇所を「涼州に白いチョルテンを再建した縁起」としているので「白」だと考えられる。

12) 本碑刻の漢文面ではサキヤ・パンディタの音写である撤失加班支答に対して敬意を示す表現である改行平出を行っているが〔4行〕、これは他の宗教者と比べると特別な扱いである。例えば正統9年「白雲觀重修記」〔『北図拓』51冊: 121-122〕では5行目に「長春丘真人」、6行目に「〔長春〕真人」、16行目に「長春真人」という丘処機を示す語があるが、いずれも抬頭、空格、改行平出といった敬意を示す表現を行っていない。また、永樂5年(1407)年に泉州のイスラム教徒の

- [5] 餘尺小塔五十餘座周匝殿宇非一 [元季兵燹]¹³⁾ 頽毀殆盡瓦礫
- [6] 僅存宣德四年西僧妙善通慧國師瑄¹⁴⁾ 南 [監參]¹⁵⁾ 因過於寺憫其
- [7] 無存乃募緣重修寺塔請命于
- [8] 朝賜寺 [この三字擡頭] 名曰莊嚴宣德五年六月塔先成 [所費甚重]¹⁶⁾
- [9] 肅王 [この二字擡頭] 殿下捐泥黃金特命瑄南監參等繕寫大般若經一部凡一十
- [10] 四函計三百卷不月而成施資無量仍造小塔十萬実于大塔
- [11] 之芯及¹⁷⁾
- [12] 欽鎮 [この二字擡頭] 甘肅太監王安平羌將軍都督劉廣都指揮吳昇及諸檀善等
- [13] 由是書此誌於塔中俾後之君子知其所自千百載後同善之
- [14] 士幸勿毀之必與存之共布福惠豈不美乎謹誌 [文]¹⁸⁾
- [15] 大明宣德五年歲次 [庚]¹⁹⁾ 戌六月吉日

[1] 重修涼州白塔誌 [2] 涼州は河西地域の重要な軍事拠点である。城市から離れること東南40里の地に、昔、寺院があった。俗名を白塔寺という。[3] [最初の寺院が] いつ建立されたかはわからないが、[現在の寺院の] 基礎は、前の大元ウルスの也禪 (Mo. ejen)・火端王が再建して、帝師・撒失加班支答に寺院に居住することを請願したことである。[4] 帝師・撒失加班支答が本寺院で遷

化した後に、高さ百余尺の大塔を一座、[5] 小塔を50余座、それらの周りにたくさんの寺閣を建てたが、元末の戦火でほとんどが破壊されつくして、瓦や石ころのみが[6] 僅かにあった。宣徳4年に西方から漢地に來た僧侶妙善通慧國師瑄南監參が寺院の跡地を通して何もなくなっているのを哀れんで[7] 寄付のご縁を募って寺院と塔を再建しようとして、[寺院名を賜る] 命令を[8] 朝廷に請願して莊嚴寺という寺院名を与えられた。宣徳5年6月に塔が先に完成したが、費用はとても多くかかった。[9] 肅王殿下が金泥を出して、特別に瑄南監參等に命令を下して、[その金泥を用いて] 大般若經1部、14函、[10] 300巻を書写させて一月たたない内に完成した。数限りない布施がおこなわれ、そこでたくさんの小塔が造られて大塔の中心に[11] 納められた。それと同時に[12] 勅命で甘肅に駐屯する宦官王安、平羌將軍都督劉広、都指揮吳昇、その他の良き檀越達が、[13] 以上の[経緯]によってこの碑誌を塔の中に書いて、後世の君子にこの塔が再建された経緯を知らせる。1100年の後も[我々と]同じ善行を行なう士が[14] 幸いにもこの塔を壊さずに必ず残せば、[塔と一緒に] 福や恵みが広くいきわたることはどうして美しくないことがあるのか。謹んでこの文を記す。[15] 大明宣徳五年、庚戌の年、六月吉日

↗ 保護を命じる勅諭とそれを刻した碑刻があるが、双方ともムハンマドを意味する「馬哈麻」の語には敬意を示す表現を行っていない [福建省泉州海外交通史博物館 1984: 9, 図 18, 図 20]。本碑刻のサキヤ・パンディタに対する改行平出はチベット仏教を尊重する明朝の姿勢が現れていると考えられる。

13) 拓影では判読できず。喬高才讓 1993: 144 と梁 1997: 212 では「元季兵燹」、王 2001: 98 では「元季兵焚」と録す。ここでは喬高才讓 1993 と梁 1997 に従う。

14) 喬高才讓 1993: 144, 梁 1997: 212, 王 2001: 98 では「鎮」と録すが拓影からは金偏ではなく玉偏に読める。

15) 拓影では判読できず。喬高才讓 1993: 144, 梁 1997: 212, 王 2001: 98 の録文に従う。

16) 拓影では判読できず。喬高才讓 1993: 144, 梁 1997: 212, 王 2001: 98 の録文に従う。

17) 梁 1997: 212 では「乃」とする。王 2001: 98 では「及」とする。拓影では「及」に読めるので王 2001: 98 に従う。

18) 拓影では「誌」の下には文字は無いが王 2001: 98 では「文」を補う。

19) 拓影では判読し難いが喬高才讓 1993: 145, 梁 1997: 212, 王 2001: 98 は「庚」とする。宣徳5年の干支は庚戌である。

チベット文面²⁰⁾

[碑首] oM ah h'uM [1] @@// //lang cu
la mchod rten kar²¹⁾ po []²²⁾ du bcos [2]
pa'i kar²³⁾ chags/ mkhar []²⁴⁾ shar lho
mtshams/ sa []²⁵⁾ bar [3] bzhi bcu na/
sngar rgya'i rgyal po []²⁶⁾ la bzhengs/ mi
shes [4] pa'i sde rnying pa/ de nas mi nyag
gi ring la yang gsos/ de nas hor [5] rgyal
po'i dus/ rgyal bu e cen go dan kyis/ sa

skya paN²⁷⁾ Ti ta [g] dan [6] drang/ sde 'di
[]²⁸⁾ bzhugs/ zhabs tog dang sde la gzhis
gsos byad/ [7] chos rje pa 'dir 'das/ gdung
ring sel bzhug []²⁹⁾ 'i gnas []³⁰⁾ mchod [8]
rten 'di/ 'phags pa ti shri bzhengs pa yin/
phyis []³¹⁾ po ches me btang [9] []³²⁾ ms
cad med par bdang 'dug // []³³⁾ // ta'i mi
[]³⁴⁾ zon []³⁵⁾ lo bzhi pa la// [10] []³⁶⁾
gyi ben []³⁷⁾ []³⁸⁾ zhan tung hu'i []³⁹⁾

- 20) チベット文面の読解には喬高才讓 1993: 145 の録文及び大谷大学真宗総合研究所招聘研究者トプテンガワ (Tib. stob ldan dga' ba) 氏の教示を参考にした。
- 21) 拓影では kar であるが、文脈から判断すると dkar であろう。喬高才讓 1993: 145 もそのように録する。あるいは ka の前に空間があるので、そこに d が入っていたのが剥落した可能性もある。
- 22) 拓影では gsar であり、喬高才讓 1993: 145 は gsar もそのように録するが、漢文面 [1行] の「重修」と意味が合わない。あるいは sa の上に母音の o を表すナーロー (Tib. na ro) があつたが剥落して拓影には写っていないものと考えたと gsar は gsor と読むか? Jäschke 1985: 591 では gsor は gso ba の動詞状名詞 (supine of gso ba) とあり、Jäschke 1985: 590 によると gso ba は to re-establish とある。gsor とすると「再建して」となり漢文面の「重修」と意味が通じる。
- 23) 拓影では kar であり、喬高才讓 1993: 145 もそのように録する。しかし文脈から判断すると dkar の誤りであろう。
- 24) 拓影では判読し難いが喬高才讓 1993: 145 は gyi と録する。
- 25) 喬高才讓 1993: 145 は le と録するが、母音の e を表すデンブ (Tib. 'grerg bu) は拓影では汚れに見える。仮に文字だとしても le では無く li に読める。いずれにしても意味としては格助詞の la である。
- 26) 拓影では判読し難いが喬高才讓 1993: 145 及び stob ldan dga' ba 氏の教示により gang gi ring とする。gi ring については4行目の gi ring と比べると母音の i を表すキグ (Tib. gi gu) が無いように拓影では見えるが、このように判読すると「いつの時に」という意味になり漢文面 [3行] の「不知起於何代」と同じ内容になる。
- 27) 喬高才讓 1993: 145 は na を反転していないが、拓影では反転している。
- 28) 喬高才讓 1993: 145 は 'di[na] とするが、'di[r] であろう。他の na と比べると形が異なっていて na よりもむしろ ra に近い。また na の前にツェク (Tib. tshag) が入る空間も無い。
- 29) この部分は拓影では判読し難い。喬高才讓 1993: 145 の録文に従い bzhug[s pa]'i とする。
- 30) この部分は拓影では判読し難い。喬高才讓 1993: 145 の録文に従い la とする。
- 31) この部分は拓影では判読し難い。喬高才讓 1993: 145 の録文に従い dmag とする。
- 32) この部分は拓影では判読し難いが文脈から [tha]ms と判読できる。喬高才讓 1993: 145 の録文も thams とする。
- 33) 喬高才讓 1993: 145 は録していないが、拓影を見るとシェー (Tib. shad) の上に何らかの特殊な記号を上に乗せたシェー (Tib. shad) があるように見える。明朝の作成したチベット文文書や碑刻には、皇帝の自称である「我 (Tib. nged)」, 「仏 (Tib. sangs rgyas)」, 「ラマ (Tib. nged)」等の敬意を表すべき語の前には特殊なシェー (Tib. shad) を付す傾向があるので [伴 2009: 190-191], これもそのようなシェーである可能性もある。敬意を表す語の前に特殊記号を付す事例は大元ウルスの作成したチベット文命令文やチベット人が作成した刊本にも見られる。しかし中村 2005: 36 によれば、大元ウルスのチベット文命令文ではカアンを意味する「gong ma」や皇帝の命令を意味する「lung chen po」の前に特殊記号が付されているが、本碑刻のチベット文面: 12行にある「gong」や「rgyal po'i lung」には特殊記号は付されていない。漢文の抬頭のような時代を通じた共通性や厳密な規則性があるかどうかは今後の検討の課題である。
- 34) この部分は拓影では判読し難いが文脈から mi[ng] と判読できる。喬高才讓 1993: 145 の録文も ming とする。
- 35) この部分は拓影では判読し難いが文脈から te と判読できる。喬高才讓 1993: 145 の録文も te とする。
- 36) この部分は拓影では判読し難い。喬高才讓 1993: 145 の録文に従い bod とする。
- 37) この部分は拓影では判読し難い。喬高才讓 1993: 145 の録文に従い nghe とする。
- 38) 喬高才讓 1993: 145 は mye'o と録するが、拓影では dmye'o に見える。

u shrim bsod names rgyal mtshan/ 'gro⁴⁰⁾
 [11] res la dgon shul 'dir sle []⁴¹⁾ / sems
 bskyed byas/ lha khang dang mchod rten
 gso [12] ba bsod snyoms byed pa dran/
 gong⁴²⁾ du zhu ba btad⁴³⁾ ba la/ rgyal po'i
 lung gis [13] []⁴⁴⁾ yen sde zhes bta []⁴⁵⁾ s
 pa te ming gnang pa yin/ zon te lo lnga pa/
 zla ba [14] drug ba'i yar tshes la/ sngar⁴⁶⁾
 mchod rten grub ba yin/ dad pa can rnams
 kyi rgyu dngos po [15] []⁴⁷⁾ las ka shin tu l
 []⁴⁸⁾ mo byung/ ya []⁴⁹⁾ rgyal bu zu wang
 ten shal kyis dad pa byas/ [16] bsod nams

rgyal mtshan la chos sgrub pa'i []⁵⁰⁾ nas
 gser gyis yum dum pa [17] bcu bzhi pa bam
 po sum brgya pa bzhengs pa/ mgyogs bar
 []⁵¹⁾ pa []⁵²⁾ in/ tsha tsha 'bum [18] gtar
 cig⁵³⁾ btab nas mchod rten che ba'i nang
 na bzhugs yod/ []⁵⁴⁾ ldan pa yang/ [19]
 cin []⁵⁵⁾ kam⁵⁶⁾ su'i tha'i kyan wang ngan
 dang/ tsun phing kan⁵⁷⁾ phing byed cang
 gyen du du lu gon dang [20] du zi []⁵⁸⁾
 gtso bo/ du tri⁵⁹⁾ hu'i wu⁶⁰⁾ shing gis/ gtso
 byas sbying bdag dad pa can/ [21] []⁶¹⁾
 gyis/ kar⁶²⁾ chags 'di mchod rten nang du

- 39) この部分は拓影では gu か ku か判読できないが喬高才讓 1993: 145 に従い [k]u とする
- 40) 喬高才讓 1993: 145 は 'gro を 11 行の頭に置くが、拓影では 10 行の行末である。
- 41) この部分は拓影では判読し難いが文脈から判断すると sle[b] であろう。喬高才讓 1993: 145 もそのように録す。
- 42) この部分を喬高才讓 1993: 145 は gang と録する。しかし拓影では ga の上にナーローがあるので gong とする。文脈から判断しても朝廷を意味する gong が適当であろう。
- 43) 拓影では btad に見えないこともないが、文脈から判断すると btang であろう。喬高才讓 1993: 145 もそのように録する。
- 44) この部分は拓影では判読し難い。喬高才讓 1993: 145 に従って trong とする。
- 45) 拓影では文字が一部欠けているが、喬高才讓 1993: 145 に従って bta[g]s とする。
- 46) この部分を喬高才讓 1993: 145 は slar と録する。しかし拓影では sngar に見える。漢文面 [8 行] では「塔先成」とあるので「又」を意味する slar よりも「前」を意味する sngar が適当である。
- 47) この部分は拓影では判読できない。喬高才讓 1993: 145 の録文では mang po, トプテンガワ氏は med pas とする。本稿では med pas とする。
- 48) 拓影では la の下の基字が判読できない。喬高才讓 1993: 145 の録文では l[ji] mo, トプテンガワ氏は l[ci] mo とする。Jäschke 1985: 183 によれば lji ba は「heavy」, 張 1993: 767 によれば lei mo は「重」の意味があり、どちらも漢文面: 8 行の「所費甚重」の「重」に対応する。
- 49) 点後字の nga が ra にも見えるが、文意から判断して yang であろう。喬高才讓 1993: 145 でも yang と録する。
- 50) 拓影では判読し難いが、トプテンガワ氏、喬高才讓 1993: 145 は grogs bcol とする。これに従う。
- 51) ここの部分は拓影では判読し難い。喬高才讓 1993: 145, トプテンガワ氏に従い grub とする。
- 52) ここの部分は拓影では判読し難いが文脈から判断して [y]in であろう。喬高才讓 1993: 145 も [y]in と録する。
- 53) 拓影によれば ta の上に母音の e を表すデンプ (Tib. 'greng bu) が見えないが、喬高才讓 1993: 145 及びトプテンガワ氏の教示に従い gter cig とする。gtar とすると刺すという意味になり文意が取れない
- 54) 拓影では grogs か grabs か判読し難いが、喬高才讓 1993: 145 に従い grogs とする。
- 55) ここの文字は拓影では判読し難い。喬高才讓 1993: 145 も不明とする。漢文面 [12 行] の「欽鎮」のいずれかに対応すると考えられる。
- 56) 喬高才讓 1993: 145 は kan と録するが拓影では kam にも見える。
- 57) 喬高才讓 1993: 145 は kon と録するが拓影ではナーローが見えない。あるいは ka の上にある汚れをナーローと解釈したのであろうか。
- 58) この字は拓影では判読できない。喬高才讓 1993: 145 の録文に従って khrim pa'i とする。
- 59) 喬高才讓 1993: 145 の録文では dri と録するが拓影では tri に見える。
- 60) 喬高才讓 1993: 145 の録文では wung と録するが拓影では点後字の nga が見えないので wu とする。
- 61) 喬高才讓 1993: 145 の録文では rnams と録する。拓影では文字が欠けているので rnams とは判読し難いが、14 行目に「dad pa can rnams」と同様の文章があり、文面からも「sbying bdag dad pa can」の後に複数形を示す語を付すことが必要だと考えられるので喬高才讓 1993: 145 に従う。

bzhugs pa yin/ dus phyis yang []⁶³⁾ ya
 [22] rabs rnam kyis dad pa mdzod/ gnod
 pa ma byed byas na sdig pa shin tu che/
 yun ring du [23] gnas na/ []⁶⁴⁾ can thams
 cad []⁶⁵⁾ []⁶⁶⁾ pa yin/ de don du [d] kar⁶⁷⁾
 chags 'di bzhag pa [24] yin// []⁶⁸⁾ // ta'i m
 []⁶⁹⁾ zon te lo lnga []⁷⁰⁾ // []⁷¹⁾ khyi yi lo
 zla ba drug pa'i nang/ [25] []⁷²⁾ pa'i nyi
 ma la grub pa yin/ dge bo//

[1] 涼州に白いチョルテン⁷³⁾を再建した [2]
 縁起。城の東と南の境, [城から] [3] 40 里
 の場所に昔の中国のどの皇帝の時に建立した
 かわからない [4] 古い寺院 [があり] それ

から西夏の代に再度寺院を修復した。それか
 らモンゴル [5] 王の時, 王子であるエチェ
 ン⁷⁴⁾・コデンがサキヤ・パンディタを招請し
 て [6] この寺院にいらっしゃるようにして,
 [サパンに] 対する随従 [を行い], 寺院に土
 地を与えた。[7] 法主がここで亡くなり, 舎
 利を取める場所にこのチョルテンを [8] 帝
 師パクパが建立したのである。後に大軍が火
 を放って [9] 全てを台無しにした。大明⁷⁵⁾
 宣徳4年 [10] チベットの僧侶妙善通慧国師
 ソナムギェルツェンが訪れた [11] 際, この
 寺院の跡に来た。発心して寺殿とチョルテン
 を [12] 修理する寄付を募ることを強く思っ
 て, 朝廷⁷⁶⁾に上奏を届けたところ, 皇帝の

- 62) 拓影では kar であり, 喬高才讓 1993: 145 もそのように録する。しかし文脈から判断すると dkar の誤りであろう。
- 63) 拓影では不鮮明であるが, 喬高才讓 1993: 145 に従い mi とする。
- 64) 拓影では sems か sen pa か判読し難いが, 喬高才讓 1993: 146 では sems としており, 文意と合うと考えられるので sems とする。
- 65) 拓影では不鮮明であるが, 喬高才讓 1993: 146 に従い la とする。
- 66) 拓影では不鮮明であるが, 喬高才讓 1993: 146 の録文及びトプテンガワ氏の教示により phan とする。
- 67) 拓影では kar であり, 喬高才讓 1993: 146 もそのように録する。しかし文脈から判断すると dkar の誤りであろう。
- 68) 喬高才讓 1993: 146 は録していないが, 拓影を見る限りでは注 32 で述べた特殊なシェーに見える
- 69) 拓影では ing の字が不鮮明であるが喬高才讓 1993: 146 の録文に従い m[ing] とする。9 行と同じく ta'i ming は大明の音写だと考えられる。
- 70) 拓影では pa はないが, 喬高才讓 1993: 146 の録文に従い pa を補う。この lnga は序数なので後に pa がつく必要がある。lnga の後に空白があるので pa の文字が剥落したのであろう。
- 71) 拓影では lcags はないが, 喬高才讓 1993: 146 の録文に従い lcags を補う。宣徳5年(1430)はチベット暦の干支では lcags khyi であることから, 喬高才讓 1993: 146 では lcags をおぎなったのであろう。しかし拓影では文字の痕跡が見えないので, 原文では lcags の文字を省略して khyi の年としたのかもしれない。
- 72) 拓影では不鮮明であるが, 喬高才讓 1993: 146 の録文及びトプテンガワ氏の教示に従い bkra shis とする。bkra は完全に拓影の字が潰れているが, 次の文字は shis の一部に読める。また bkra shis は「吉祥」の意味なので漢文面の吉日と意味が通じる。
- 73) 仏や高僧の遺骨や遺骸を納めるために建立された塔を指す。Tucci 1988 や Pema 1996 に詳しい。ただ, チョルテンの中に建立の経緯を記した碑刻を納める習慣に関しては両書に解説は無い。
- 74) 漢文面: 3 行の「也禪」, 及びこの「エチェン (e cen)」は一般的には主人を意味するモンゴル語 エジェン (ejen) の音写である。コデンにエジェンの称号をつける例は漢文・モンゴル文対訳碑刻の至正 22 年 (1362) 「西寧王忻都公神道碑」のモンゴル文面: 34 行にもみられる [Cleaves 1949: 66]。「西寧王忻都公神道碑」は白塔寺と近接する武威市の永昌鎮に現存する [2009 年 8 月筆者実見]。またチベット語史料に関しては, 例えば GBYT: f. 15a1 では「モンゴルの王であるエチェン・コデン (hor gyi rgyal po e chen go ston (dan))」と述べられており, 後述するようにコデンを「王 (rgyal po)」と呼称することは妥当ではないものの, エジェンの称号がつけられている。
- 75) チベット文面に対応するのは漢文面: 6 行であるが, 漢文面には「大明」の語がない。
- 76) チベット語原文は「gong」。漢文面: 8 行の対応する漢語が「朝」となっており, 『西番訳語』には「gong ma」を「朝廷」としている [巻 1, 19 葉表]。そのため「朝廷」という訳にした。なお西田 1970: 80 では「gong mo」を「朝廷」としているが「gong ma」の誤りであろう。

命令⁷⁷⁾により [13] 莊嚴寺という名前が与えられた。宣徳5年 [14] 6月の月が上弦の日に、先にチョルテンが出来上がったのである。信仰備わる人々は財物 [15] が無いので仕事〔の負担〕がとても重かった。また王子肅王殿下 (zu wang ten shal) は信心を起こして [16] ソナムギェルツェンに法を成就する手助けを任せたので、金〔写して〕般若経14帙 [17] 300巻を建立なさった。すぐに出来上がったのである。ツァツァ⁷⁸⁾ 10万塔 [18] を宝の蔵を設けて大チョルテンの中に安置した⁷⁹⁾。支援者である [19] 鎮甘肅太監 (cin kam su'i tha'i kyan) 王安 (wang ngan), 総兵官 (tsun bing kan)⁸⁰⁾・平羌將軍 (phing byed cang gyen)・都督 (du du) 劉広 (lu god) [20], 都司 (du zi) の軍政官の長⁸¹⁾,

都指揮 (du tri hu) 吳昇 (wu shir), が長となって信仰を持つ施主達が [21] この縁起をチョルテンの中に安置したのである。後世においても高貴な人々 [22] が信仰をなさるよう。〔このチョルテンに〕災いをもたらすのをやめよ。もしそうするならば罪はとても大きい。〔このチョルテンが〕長く [23] あるなら、有情全てに利益がある。そのためにこの縁起を〔チョルテンに〕置いた [24] のである。大明宣徳5年 (1430), [鉄の] 犬の年6月の [25] 吉日⁸²⁾ に完成した。善き哉。

2. 宣徳5年 (1430)「重修涼州白塔誌」の内容の史料的信頼性

本章では本碑刻の記述の史料的信頼性について検討する。本碑刻の内容は、1. 白塔寺

- 77) 大元ウルスでは「lung」は皇帝の命令を指す用語とされ [小野 1997: 209], 明朝もその用法を受け継いだと考えられる。チベット文面にある皇帝の命令としての「lung」については後述する
- 78) 泥で作った小さい塔や神像。チベットではこれをチョルテンの中に入れる習慣がある [Tucci 1988: 53-62]
- 79) 張 1993: 2438 の「bzhugs」の項目によれば「坐」, 「居住」, 「存在」の敬語の意味である。これはツァツァに対する敬意であるが、ここでは敬意を取り除いて「安置」と訳した。
- 80) 漢文面にはこれに対応する語はない。喬高才讓 1993: 146 は「総兵官」の音写と解して訳している。2. (3) で後述するが、本碑刻が立碑された宣徳6年には劉広は総兵官・平羌將軍・都督に任じられていたので、これに従う。
- 81) 漢文面にはこれに対応する語はない。原文は「du zi khirms pa'i gtso bo」である。喬高才讓 1993: 146 は「du zi」を「都司」の音写として訳しているが、「khirms pa'i gtso bo」は訳していない。正徳『明会典』によれば涼州衛は陝西都司に所属しているので [巻 108, 6 葉裏-7 葉表], 都司と訳すことは妥当だと考えられるが、「khirms pa'i gtso bo」は如何なる語であろうか。正徳『明会典』巻 106 「考選軍政」の項目には、軍政の権限を持つ「掌印官」とそれを補佐する「佐貳官」が都司に設けられていたことが述べられている [17 葉裏-18 葉表]。そして「khirms」については Jäschke 1985: 51 に「administration of justice」という訳があり、司法の実施は軍政に関連するので、「khirms pa」の長 (gtso bo) とは都司の軍政を司る官僚の長である「掌印官」を指すと考えられる。なお正徳『明会典』の記述は宣徳8年 (1433) の事例なので本碑刻とは時期が前後するが、軍政官の選考方法が制定された事を述べる内容なので、それ以前にも官そのものは設けられていたと考えられる。
- 82) 日はチベット語「nyi ma」の訳だが、この日付の表記法は他の明朝の漢文・チベット文対訳史料とは異なっている。例えば、永楽5年 (1407) 「哈立麻 (karma) 宛て漢文・チベット文勅書 (では「永楽5年正月18日」を「yun lo lnga pa' lo zla ba dang po'i tshes bco bryad gi nyin」 [『西檔案: No. 24], また、宣徳2年 (1427) 「葛里麻 (karma) 宛て漢文・チベット文勅書」では「宣徳2年3月22日」を「zon te'i gnyis pa'i lo zla ba gsum pa'i nyi shu gnyis gi nyin」 [同: No. 27] としている。さらにゲルク派の開祖ツォンカパが永楽帝に送ったチベット文書簡「覆明成祖書」には「鼠の年 (1408) 9月19日 byi ba lo zla ba drug pa'i tshes bcu dgu」 [『覆明成祖書』: 32a5] としている。明朝やツォンカパの書式は tshes+ 数詞 + nyin かそのどちらかを省略する表記法であり、nyi ma を用いていない。しかし、佐藤・赤木・坂尻・吳 2007: 19-20 によれば西夏時代に建立された漢文・チベット文対訳碑刻「黒水橋碑」のチベット文面は日付の表記に nyi ma を用いている。日付の表記に nyi ma を用いる例は後代のチベット文献に存在し、事例も少ないので断言できないが、河西地方のチベット文碑刻に一定の表記の特徴が存在する可能性もある。

の起原, 2. モンゴルによるサキヤ・パンディタの招請と彼の死後のチョルテンの建立, 3. チベット仏教僧ソナムギェルツェンの請願を受けての宣徳5年(1430)における明朝によるチョルテンと寺院の再建, と三つに分けられる。以下, 漢文面とチベット文面の記述の違いに注意を払いつつ検討していきたい。

(1) 白塔寺の起原

寺院の起原について漢文面: 2-3行では寺院の俗名を白塔寺とするも建立された時期は不明とする。チベット文面: 3-4行では建立された時期を不明とするのは漢文面と共通している。しかし, チベット文面は寺院の名前を挙げていないこと⁸³⁾, 西夏の時に修復されたという記述があることが漢文面と異なっている。

西夏における同寺の修復について筆者はそれを裏付ける史料を管見していない。しかし西夏は仏教を信仰し, 經典を入手するとともに多くの寺院を建造しており[西田1997: 406-407], 涼州には西夏人の仏教礼賛を述べた天佑民安五年(1094)感応塔があるので⁸⁴⁾, 白塔寺の再建は考えられないことはない。

(2) モンゴルによるサキヤ・パンディタの招請と彼の死後のチョルテンの建立

サキヤ・パンディタのチョルテンの建立について, 漢文面: 3-4行ではコデンが白塔寺を再建して, サキヤ・パンディタを招請して居住させたが, サキヤ・パンディタが死去した後にチョルテンを建立したことが述べられ

ている⁸⁵⁾。一方チベット文面: 4-5行ではコデンがサキヤ・パンディタを招請して白塔寺に居住させた記述は同じであるが, コデンが白塔寺を再建させたという記述が無い。またチベット文面: 6-7行にあるコデンが白塔寺に寺領を与えたことと, チョルテンを建立したのがパクパであるという記述は漢文面にはない。このパクパはサキヤ・パンディタの甥で後に大元ウルスの帝師となった人物である。

コデンが白塔寺を再建したことや同寺に寺領を与えたことについては, その記述を裏付ける史料を見つけることはできなかった。コデンに対し本碑刻の漢文面: 3行は「也禪・火端王」, チベット文面: 5行は「王子であるエジェン・コデン (rgyal bu e cen go dan)」とする。コデンの称号として漢文面は「王」とし, チベット文面は「王子 (rgyal bu)」としている。この違いについては, 1247年「關端太子修草堂寺令旨碑」[『北匈奴拓』48冊: 13]及び『元史』卷107「宗室世系表」ではコデンを「太子」とするので, チベット文面が表記の上では妥当であると考えられる⁸⁶⁾。

サキヤ・パンディタについて本碑刻の漢文面: 4行は「帝師撤失加班支答」, チベット文面: 5行は「サキヤ・パンディタ (sa skya paN Ti ta)」としている。漢文面ではサキヤ・パンディタを「帝師」としているが, サキヤ・パンディタがモンゴルの帝師となった史実はSM及び『元史』釈老伝には述べられていないので, チベット文面の記述が正しい。このようにサキヤ・パンディタのチョルテンの建立についての記述は漢文面とチベット文面で大

83) 寺院のチベット名について, チベット語史料 DG ではシャルトゥルパ寺 (Tib. shar sprul ba sde) としており [f. 170b4], サキヤ・パンディタに関する伝記 SM にも, サキヤ・パンディタが死去した寺院の名前をトゥルパ寺 (Tib. sprul pa'i lha khang) としている [f. 72a5-6]。ここから寺院のチベット名はトゥルパ寺だと考えられる。

84) この碑文については西田1964, Dunnell 1996がある。

85) 杉山2004: 474によればコデンは1247年~48年の間に亡くなっているため, サキヤ・パンディタが死去した1251年には生存していない。

86) なお, 杉山2004: 236, 256によればモンゴル時代においては諸ウルスの当主を「太子」や「王子」と呼称する慣習があった。コデンを「王」と記す漢文面がより実態を表している可能性もあるが不明である。

大きく異なるものの、サキヤ・パンディタとコデンとの会見については、漢文面：3-4行、チベット文面：5行ともにコデンがサキヤ・パンディタを招請したと述べており、双方とも施主による高僧の招聘という仏教的価値観に基づいた記述になっている。

また、漢文面には書かれていないがチベット文面にあるパクパがチョルテンを建立した記述については、パクパの伝記であるBNNGには次のように述べられている。

[1254年] ラマ(パクパ)は涼州(Tib. byang ngos)にいらっしやって法主(サキヤ・パンディタ)のチョルテンの落慶法要をなさってウィ・ツァンに行こうとなされて……⁸⁷⁾。

このようにパクパがサキヤ・パンディタのチョルテンの建立に関わっていたことは明らかであるため、チベット文面の記述が史実に近いといえる。

(3) チベット仏教僧ソナムギェルツェンの請願を受けての宣徳5年(1430)における明朝によるチョルテンと寺院の再建

本碑刻の漢文面：6-11行、チベット文面：9-18行で述べられている、明朝とチベット

仏教僧ソナムギェルツェンによって行われた白塔寺の再建を直接伝える史料は『明宣宗実録』中には管見できなかった⁸⁸⁾。しかし、本碑刻の漢文面：8行及びチベット文面：13行には、明朝によって莊嚴寺という寺院名が与えられたことが述べられている。この莊嚴寺は『明英宗実録』に確認できる記事がある。

陝西に属する涼州衛にある莊嚴寺の番僧鎖南巴に妙善通慧国師の号を継承することを命じ、誥命を与えた⁸⁹⁾。

である。寺院のある地が涼州なので、この記事にある莊嚴寺は白塔寺を指している⁹⁰⁾。鎖南巴とはソナムギェルツェンの後継者で、本碑刻の漢文面：6行、チベット文面：10行に述べられている彼の法号「妙善通慧国師」を受け継いだのであろう。

チベット仏教僧侶ソナムギェルツェンについても、その存在が『明実録』中に確認できる記事がある。

陝西の西寧衛の妙善通慧国師伊兒吉が、刺麻堅都魯卜等を派遣して馬を貢物として送ってきた⁹¹⁾。

本碑刻中にあるソナムギェルツェンとは妙善

87) 「bla ma byang ngos su byon te chos rje'i sku 'bum la rab gnas mdzad nas dbus gstang du byon te/」 [f. 48b3]。チベット語の「byang ngos」がどこを指しているかは諸説あるが、ここの「byang ngos」は涼州だと考えられる [伴 2001: 56]。なお、この時にはパクパは中央チベットまで戻らず、ドカムまで行ったところでフビライと合流して漢地に戻っている [福田・石濱 1986: 64]。

88) チベット語史料であるDGには同寺の歴史が述べられており、その中には白塔寺が明の初期に修復されたことを述べる記述はあるが、ソナムギェルツェンの名前が無い [f. 172a1-2]。この記事の出典は碑刻 (rdo ring) ではなく文書 (yi ge) があげられているので、白塔寺について本碑刻とは別系統の史料があった可能性がある。

89) 「命陝西涼州衛莊嚴寺番僧鎖南巴、襲妙善通慧国師、賜以誥命」 [『明英宗実録』巻 101：正統8年2月丁亥の条]。

90) 喬高才讓 1993: 148 に既にこの史料が挙げられているが日付が書かれていない。なお、喬高才讓 1993 はふれていないが、正統9年(1444)には莊嚴寺の刺麻である哈薩室哩等が来朝している [『明英宗実録』巻 124：正統9年12月庚戌の条]。また成化19年(1483)には莊嚴寺の番僧である作巴藏等が来朝している [『明憲宗実録』巻 247、成化19年12月己卯の条]。それ以後、『明実録』中には莊嚴寺あるいは白塔寺に関する記録は管見できなかった [明実録 CD-ROM 版を「涼州莊嚴寺 白塔寺」で検索]。

91) 「陝西西寧衛妙善通慧国師伊兒吉、遣刺麻堅都魯卜等貢馬」 [『明宣宗実録』巻 84：宣徳6年10月癸亥の条]。

通慧国師とは法号が共通しているが、伊兒吉という名前がソナムギェルツェンとは異なっている。同じ白塔寺より出土した宣徳6年(1431)「建塔記」:13行には「妙善通慧国師伊兒吉鎖南監參」という語があり、ここから妙善通慧国師伊兒吉がソナムギェルツェンと同一人物であることがわかる[梁1997:213]⁹²。

しかし、本碑刻からはソナムギェルツェンがどのような人物であるかはわからない。それを推測できる史料として漢文・チベット文対訳碑文である正統13年(1448)「重修涼州広善寺碑」がある⁹³。この碑刻の漢文面:11-12行には「番僧伊爾崎」が「通慧国師」号を明朝より授与されたことが述べられている。喬高才讓1993:149や梁1997:254はチベット文面の記述を根拠にこの伊爾崎を本碑刻のソナムギェルツェンに比定している。梁1997:254は原文を示さず、喬高才讓1993:149は漢文面のみを挙げていたので、漢文面とともにチベット文面を提示する。

[チベット文面] 以前、寺堂にはチベットの僧侶イゲ(Tib. dbyi' rge. 伊爾崎)がいらっしゃった。功德は広く大きく全ての衆生のための利他行をなさった。号を妙善通慧国師ソナムギェルツェンといい、寺堂の名前を広善といい……⁹⁴

[漢文面] 以前、番僧の伊爾崎という者が

この寺院に居住していた。〔彼は〕自分の仏法によって人を教化することができたので、〔明朝から〕通慧国師という法号と、〔彼の居住する寺院に〕広善寺という寺院名を与えられた[11-12行]⁹⁵。

このチベット文面中のイゲ(Tib. dbyi' rge)の音写が漢文面の伊爾崎である⁹⁶。漢文面では伊爾崎の名前だけが記されているが、チベット文面にはソナムギェルツェンの名前がある。また漢文面には通慧国師とのみ記されているが、チベット文面には妙善通慧国師の法号がチベット語で省略されずに記されている。この法号は本碑刻のつづりと異なる箇所はあるものの本碑刻のソナムギェルツェンと同じ法号である⁹⁷。このように名前と法号が一致していることから「重修涼州広善寺碑」のイゲことソナムギェルツェンは本碑刻のソナムギェルツェンと同一人物であり、ソナムギェルツェンは広善寺に居住していたと僧侶だと考えられる。

そして、喬高才讓1993:149や梁1997:254は指摘していないが、ここで注目すべきは、イゲが本名でソナムギェルツェンは号として与えられた仮名であるとしている箇所である⁹⁸。チベット文面中にチベット僧だと述べられてはいるものの、イゲはチベットでは一般的ではない名前なので、ソナムギェ

92) 宣徳6年(1431)「建塔記」は碑陽陰共に漢文。先行研究や碑刻の現在の状況は伴2011:60を参照。

93) 拓影は敦煌研究院・甘肅省博物館2000:173-174に、碑影は同[図版79,80]に、録文は王・陳1990:117-119にある。広善寺は涼州の南方にあるチベット仏教寺院で、北涼の蒙遜により永安12年(412)一玄始2年(413)の間に開かれた天梯山石窟の内部にある。天梯山石窟内部のチベット仏教寺院とその碑刻については伴2011:65-66を参照。

94) 「sngar lha khang la bod kyi ban dhe dbyi' rge bzhugs/ yon tan rgya che sems cad thams cad kyi 'gro don mzad/ las ska' (=las ka) ming ni me'o zhan thung hu' i ku skri bsod nams rgyal mtshan lha khang ming ni gong zhen zi」[17-18行]。()内は筆者による。拓影の不鮮明な部分は王・陳1990の録文に従ったが録文中のvは拡張ワイリー方式に従い'に直した。

95) 「先時番僧伊爾崎者 居于此。能以其法動人，賜号通慧国師，賜寺名曰広善」[11-12行]。

96) 「爾」はチベット語のrgeの点前字のrの音写であろう。

97) 「重修涼州広善寺碑」はme'o zhan thung hu' i ku skri, 本碑刻[10行]はdmye'o zhan tung hu'i ku shrimである。meとdmye, skriとshirimが異なっているが、大よその綴りは同じであり、「妙善通慧国師」を音写したと考えられる。

98) これは漢文面には無くチベット文面にのみある記述である。漢文面には「〔明朝より〕通慧国師の法号と広善寺という寺院名を与えられた(賜号通慧国師，賜寺名曰広善)」[11-12行]と述べられているのみで、チベット文面にあるソナムギェルツェンの名前がない。

ルツェンはチベット人では無い可能性が高い⁹⁹⁾。明初では河西地域ではチベット名を持つウイグル系の僧侶が活動している¹⁰⁰⁾、恐らくはウイグル系の僧侶ではないだろう。いずれにせよこの記述は境界地帯においてチベット名を名乗っている僧侶が必ずしもチベット人では無い事を示す事例の一つである¹⁰¹⁾。

また、ソナムギェルツェンがチベット仏教内部のどの宗派に所属していたかという問題がある。これについては、天梯山石窟の内部にはペーリン寺 (Tib. pe'i ling) という寺院があり、DGには同寺は広善寺の近辺にあるカルマ派の修行場であり、明の永楽帝が修理し、さらに正統 (Tib. cung thung) 7年 (1442) に大監リグ (Tib. li gu), チベット僧侶ソナムギェルツェン¹⁰²⁾等が修復したことが述べられている [DG: ff. 166b1-167a1]。ここからソナムギェルツェンはカルマ派と関係が深い僧侶だったと推測できるが、DGには彼の詳しい伝記が無く、明確にカルマ派に所属していたという記述は管見できなかった。

なお、妙善国師号は他の僧侶に継承された。正統8年 (1443) にはソナムギェルツェンから鎮南巴に『明英宗実録』巻101: 正統8年2月戊子の条, 成化8年 (1472) には鎮南巴から鎮南爾堅剌に『明憲宗実録』

巻100: 成化8年正月乙卯の条, 成化13年 (1477) には鎮南爾堅剌から革刺蔵ト [『明憲宗実録』巻164: 成化13年3月丁亥の条] に継承される¹⁰³⁾。

漢文面: 12行, チベット文面: 19-20行にある肅王, 鎮甘肅太監王安, 平羌將軍都督劉広については社・文2003: 65や喬高才讓1993: 149では詳しい考察を行っていない。以下これらの人物について考察したい。

肅王については社・文2003: 65は朱瞻焯に比定する。『明史』巻117によれば朱瞻焯は朱元璋第14子の肅王朱楙の子である。洪武帝は、モンゴルの分封制度の影響を強く受け、各地に皇子を派遣し、一定の権限を持った王府を置いて藩王とした [佐藤1999: 第二章]。佐藤1999: 49, 70によれば洪武から宣徳にかけての肅王の封地は甘州である¹⁰⁴⁾。永楽以後、明朝の諸王の多くは封地から召還されたが、宣徳7年 (1432) には肅王が自らを護衛する甘州中右護衛官軍の削減を上奏している [『明宣宗実録』巻93: 宣徳7年7月壬申の条], 本碑刻が立碑された時期は河西の甘州にいたと考えられる。

鎮甘肅太監王安については、『明仁宗実録』巻7上には甘肅鎮守太監として名前があり [洪熙元年2月庚戌の条], 宣徳5年 (1430) には河西の南方に本拠を置いていた遊牧民勢力曲先衛を討伐したことを上奏している

99) 王・陳1990: 124ではこの伊爾崎が部落名である可能性を述べている。しかしチベット語では部落名を指す場合には、～の人という意味を表す接尾辞である pa や nas が付くことが一般的であるため、伊爾崎は人名であると考えられる。

100) モンゴル時代において天山から河西にかける地域でチベット名を持つウイグル仏教僧が活動したことは松井2008に詳しい。

101) 何故、チベット文面にのみソナムギェルツェンの名前が記載されているのかという問題が残る。これについては、この地域のチベット仏教界においては、明朝から法号とチベット名を授与されることがステータスとなっているため、それを顕示したのかも考えられるが、詳細な検討は今後の課題としたい。

102) DG: f. 166b5では [妙] 善通慧国師ソナムギェル (Tib. shin thung h'u'i ku sri bsod names rgyal) という表記である。法号についてはDGの撰者が漢音を音写する時に異体が生じただけで本碑刻等と同じであると考えられることと、時期が正統7年 (1442) で正統13年 (1448) に建立された「重修涼州広善寺碑」と重なっていることから、このソナムギェルはソナムギェルツェンの名前の省略であると考えられる。

103) なお、鎮南巴の時から所属する寺院が莊嚴寺 (白塔寺) から西寧の普法寺に変わっている。

104) 崇禎年間には蘭州に封地が移る [佐藤1999: 89]。

『明宣宗実録』巻73：宣徳5年12月癸巳の条。これにより本碑刻が立碑された時期は河西にいたと考えられる。

平羌將軍都督劉広については、『明宣宗実録』巻75には甘肅総兵官都督として名前が挙げられる〔宣徳6年正月己丑の条〕。平羌將軍については甘州鎮の総兵官には平羌將軍の印綬が与えられた〔田村1963: 91〕。田村1963: 155は洪熙元年(1425)2月に甘州鎮の総兵官都督費瓏に授与されたことを起源とする¹⁰⁵⁾。

彼ら明朝の藩王、宦官、官僚がチョルテンと寺院の再建において果たした役割については、本碑刻のチベット文面：14行には再建の資金が不足していた事、漢文面：9行に肅王が再建を祝福するために般若経を書写する金泥を寄付した事、チベット文面：19行では王安等が支援者とされている事、他に施主となった人物の記載が無い事から、彼らはチョルテンと寺院の再建の資金や物資を援助する施主であったと考えられる。

このように寺院の再建については、明朝より与えられた莊嚴寺という寺院名、及び白塔寺碑刻中に再建の施主である肅王、王安、劉広の存在が明朝中央の同時代史料である『明実録』から確認されたことにより、史実であ

ると考えられる。

また、寺院に与えられた保護について、漢文面とチベット文面では記述の違いがある。チベット文面と漢文面を以下にあげる。

[チベット文面] 朝廷に上奏を届けたところ、皇帝の命令により莊嚴寺という名前が与えられた¹⁰⁶⁾。

[漢文面] [寺名を賜る] 命令を朝廷に請願して莊嚴寺という寺院名を与えられた¹⁰⁷⁾。

この漢文面の文章は寺院に勅額が与えられたことによって皇帝の保護を受けたことが明確に述べられていない。チベット文面にある「朝廷 (gong)」に対応しているのは漢文面の「朝」である。漢文面では「朝」の字を三字抬頭とし、二字抬頭である「肅王」「欽鎮甘肅太監王安」よりも高い位置に抬頭している。恐らく「朝」は肅王府より上位である皇帝の政府を指していると考えられるが、明確に皇帝を指しているとは言えない¹⁰⁸⁾。また本碑刻の「命」は空格、改行平出、抬頭がされていないので、勅命かどうかは不明確な表現である¹⁰⁹⁾。

これについては、正統2年(1437)「勅賜崇化寺記」〔『北図拓』51冊：85〕には「朝

105) 田村1963: 155ではこの記述の根拠を『明仁宗実録』巻7：洪熙元年2月辛丑の条とする。しかし、田村1963: 155では『明代滿蒙史料 蒙古篇』4冊からこの条を引用しているものの、4冊中には『明仁宗実録』の記事が収録されておらず、『明仁宗実録』が収録されている2冊にもこの条は無い。そして『明仁宗実録』巻7上：洪熙元年2月辛丑の条には「宣府総兵官都督費瓏、佩平羌將軍印」と述べられている。これについては、『明仁宗実録校勘記』[p. 111]は諸版本を校勘して「宣府総兵官都督〔譚広、佩鎮朔將軍印。甘肅総兵官〕費瓏、佩平羌將軍印」と補っているため、田村1963: 155の記述は正しい。

106) 「gong du zhu ba btad ba la/ rgyal po'i lung gis trong yen sde zhes btags pa te ming gngang pa yin/」[12-13行]。

107) 「請命朝、賜寺名曰莊嚴」[7-8行]。

108) 宣徳10年(1435)「明西天仏師大國師班丹札釈寿像記殘碑」〔京都大学人文科学研究所所蔵 No. MIN0070X〕では9行の「朝」は一字抬頭されている。これは7行の「皇度」や17行の「勅」と同じ抬頭である。一方、18行の「皇上」は二字抬頭である。また正統2年(1437)「勅賜法華寺記」〔『北図拓』51冊：83-84〕では、22行の「朝」は1行の「勅」や18行の「皇」と同じく一字抬頭されている。一方で、正統9年(1444)「白雲觀重修記」〔『北図拓』51冊：121-122〕では、21行、23行の「朝廷」は一字抬頭しているが、10行の「今上皇帝」は二字抬頭されている。必ずしも「朝」は最高の敬意を払われる用語ではない。

109) 正統9年(1444)「白雲觀重修記」〔『北図拓』51冊：121-122〕では「宣徳元年四十四代天師張宇清、保任前職越十年、命住持茲觀」[11-12行]という文の中で勅命を指す「命」を一字抬頭している。

廷に請願して崇化という寺名の額を賜った（請於朝，賜額崇化）[21-23行]という本碑刻と類似した文言があるので¹¹⁰⁾、勅命によって莊嚴という寺名を与えられた事は確かだと考えられる。

このようにややあいまいな記述の漢文面に対してチベット文面では「皇帝の命令によって (rgyal po'i lung gis)」という字句が付け加えられている。明朝のチベット文・漢文対訳文書においてはチベット文面の「rgyal po'i lung gis」に対応する箇所は漢文面では「皇帝制曰」¹¹¹⁾や「皇帝勅曰」¹¹²⁾であるため、チベット文面からは皇帝の命令が下されたという状況が明確にわかる。

また寺院の保護についての文言で、チベット文面と漢文面で全く内容の異なる箇所がある。以下両者を挙げる。

[チベット文面] 災いをもたらすのをやめよ。もしそうするならば罪はとても大きい¹¹³⁾。

[漢文面] 同じ善行を行なう士が、幸いにもこの塔を壊さずに必ず残せば、[塔と一緒に]福や恵みが広くいきわたる¹¹⁴⁾。

チベット文面はチオルテンに危害を加えるなら罪は大きいという警告を与える内容になっている。

この文言と類似したものが明朝のチベット文命令文にある。漢文・チベット文対訳碑刻である永楽16年(1418)「皇帝勅諭碑」には「[皇帝の命令に背いて仏の教えを]害す

るなら、理由は何であれ誤りを処断して赦さない」¹¹⁵⁾という文言がある。同碑の漢文面に対応する文は「其の教えを沮む者有らば、必ず罰有りて赦す無し」[9行]である。危害を加えるならばその人間に罪科が生じることを警告する構造は本碑刻のチベット文面と類似している。

永楽16年(1418)「皇帝勅諭碑」は、西寧に在る明朝の文官、武官等に対して発令されたもので、青海のチベット仏教寺院である瞿曇寺(トツェン・ゴンパ)内部の堂宇である宝光寺の財産や僧侶を侵害することを禁じる内容である。勅令の通知先、発令の対象者、指令の内容を具体的に述べた上で、皇帝の命令に背くのなら罰を与えるとしているので、上述の文言は大元ウルスの命令文において指令を遵守することを強制する「威嚇文言」に相当するものであろう¹¹⁶⁾。

本碑刻は寺院の歴史とチオルテンの再建の経緯を述べたもので、命令文ではない。また皇帝による処罰を明言する内容ではない。しかし、チオルテンに危害を加えるなら罪は大きいという警告を与える内容なので、本碑刻のチベット文において「威嚇文言」と類似した役割を持っているといえる。このように、本碑刻のチベット文面は、漢文面に比べると、チオルテンと寺院が皇帝の命令で建設され、明朝の保護を受けているということをより明確に表しているといえる。

(4) 漢文面とチベット文面の撰者について

以上、(1)から(3)にかけて、本碑刻の

110) 先述した正統2年(1437)「勅賜法華寺碑」にも「請於朝，賜額法華」[21-23行]という文言がある。定型的な表現であろうか。

111) 永楽11年(1413)「刺咎肖(Tib. lha tsang skyabs)宛て漢文・チベット文勅書」[『西檔案』: No. 25.]。

112) 宣徳2年(1427)「葛里麻(Tib. karma)宛て漢文・チベット文勅書」[『西檔案』: No. 27.]。

113) 「gnod pa ma byed byas na sngig pa shin tu che/」[22行]。

114) 「同善之土，幸勿毀之，必與存之，共布福惠」[13-14行]。

115) 「gnod pa byed par yin na; cis kyang nyes pa gcod pas thar du mi 'jug」伴2005: 212-213を参照。なお伴2005では行数を示していないが、この箇所は39-41行である。

116) 「威嚇文言」の説明については松川1994: 43-44。

記述について検討してきた。その結果、白塔寺の再建に関する記述は、ほぼ事実を述べていると確認できる。しかし、モンゴル時代までの寺院の歴史に関してはチベット文面の記述が漢文面よりも詳細でかつ史実に合致している。また明朝から寺院が受けた特権に関しては漢文面よりもチベット文面が明確に記述している。つまり漢文面とチベット文面では記述が異なる箇所があるが、チベット文面の記述がより正確であることがわかる。ここから漢文面とチベット文面の撰者についての検討が必要であろう。

漢文面の撰者については、漢文面：13行に「[王安達が] この碑誌を塔の中に書いて(書此誌於塔中)」と述べられているので、漢文面は漢人の施主の誰かによって書かれたと推定される。しかし彼らがチベット文も書いたのであろうか。チベット文面：21行には「[王安達が] この縁起をチョルテンの中に安置した(bzhugs pa)」と述べられている。恐らく漢文面の「書」がチベット文面の「bzhugs」に対応していると考えられるが、「bzhugs」には「記す」という意味は無いので、彼らがチベット文も撰じたかどうかは明確ではない¹¹⁷⁾。また、漢文面：3行にある「前元」に対応するチベット文面：4-5行の箇所を、単にモンゴル(Tib. hor)として漢語の「前」や「元」に込められた意味が取り去ら

れていることから、チベット文面の撰者は中華王朝的な歴史観を持っていないことが伺える。この二つのことから、漢文面とチベット文面の撰者は同一でないと考えられる。チベット文面は白塔寺の歴史について詳細な記述であることから、チベット文面の撰者はチベット仏教僧だと推定できる。

明代における漢文・チベット文対訳碑刻には漢文とチベット文で記述が異なっている事例がしばしば見られる。例えば永楽16年(1418)瞿曇寺「御製金仏像碑」は漢文面にある中国仏教独自の用語がチベット語に訳されていない[伴2009:189-190]。また本碑刻と同じ涼州にある正統13年(1448)「重修涼州広善寺碑」も寺院の歴史について、漢文面には無い記述がチベット文面にはある¹¹⁸⁾。しかし、本碑刻も含めたこれらの漢文・チベット文対訳碑刻は、文章が撰述された経緯までは詳しく述べられていないので、誰によって書かれたのか、両文面のどちらが先に成立したのかという問題に明確な解答を与えることはできない¹¹⁹⁾。

複数言語による対訳碑刻の中で碑文の撰述の経緯が述べられている事例は、モンゴル時代にサルゲスグブによって立碑された漢文・モンゴル文対訳碑刻である至元4年(1338)「達魯花赤竹君之碑」(以下ジグンティ碑とする)である¹²⁰⁾。

117) Jäschke 1985: 483, 張 1993: 2438, Goldstein 1994: 950 の「bzhugs」の項目には「書く」「記す」に相当する訳語はない。漢文面の「書」に対応しているため、それに類似する意味である可能性もあるが、チベット文面：17-18行ではツァツァにも「bzhugs」の動詞を付しており、泥像や泥塔を「書く」というのもおかしいので、「安置する」の意味だと考えられる。

118) 王・陳 1990 の録文によればチベット文面：2行には広善寺にバクバが住持していたことが述べられているが、漢文面にはこのような記述は無い。

119) この他に漢文・チベット文対訳文書として、『西檔案』に収録されているものの他に、永楽11年(1413)「賜給大宝法王的詔書」がある。西藏文物管理委員会 1981 に影印と録文があるが、参照できるのは漢文面のみである。その漢文面は文章の撰述の経緯についてはふれない。また五言語対訳文書として永楽5年(1407)「奇跡の絵巻」がある。Richardson 1959: 11-16 にチベット文の録文が、羅 1995: 92-97 に漢文とチベット文の録文がある。影印は『宝蔵』第3冊：96 に収録されている。漢文面とチベット文面を見る限りではこれも撰述の経緯についてはふれていない。

120) 至元4年(1338)「達魯花赤竹君之碑」はコンギラト部の家臣であるジグンティの神道碑である。彼の息子であるサルゲスグブが朝廷に請願したことにより立碑された[漢文面：13-14行、モンゴル文面：21-23行]。この碑文についての訳注及び研究は Cleaves 1951, 渡部他 2012 がある。サルゲスグブの経歴については後述する。

ジグンテイ碑のモンゴル文面には次のような記述がある。

〔皇帝の〕おおせによって嘉議大夫大都路都総管府の散官兼大興府のチェウジュ？が中国のことばからモンゴルのことばに調和させ翻訳して、額の文字とともに書き終えた〔36行〕¹²¹⁾。

ここで問題となるのは、「調和させ」と訳したモンゴル語「*nayirayulʻan*」である。この語の語幹である「*nayira* (*neile*, *neyile*)」は Lessing 1960: 570 では「to unite, join, connect」と訳される。小沢 1988: 15 は「分かっていた事物が単純に一つになる、一緒になる」の意であるとする¹²²⁾。ここで「*nayira*」が用いられているのは、モンゴル文面を作る際には、漢文面から逐語訳をしたのではなく、両者の意味内容を合わせた上で、独自にモンゴル文が作成されたことを示していると考えられる〔渡部他 2012: 168-169〕。

実際にジグンテイ碑のモンゴル文面には漢文面には無い記述が付け加えられている。例

えば上述のモンゴル文面の撰述の経緯を述べる文章は漢文面には無く、モンゴル文面に新しく加えられたものである。また、官職の任命については、モンゴル文面：7行等は「宣を賜わせたのであった」という語を補った上で官職の表記もモンゴルの習慣に従ったものに改めている¹²³⁾。さらにサルゲスゲブの経歴については、モンゴル文面の記述は漢文面のそれを改善したものになっている¹²⁴⁾。ここから他言語に訳す際に撰者自らの考えによって部分的に改変する事例が存在することがわかる。

本碑刻の漢文面とチベット文面が撰述された経緯も、ジグンテイ碑の事例から類推できる。漢文面：12行、チベット文面：19-20行共に本碑刻の立碑の関係者として漢人の名前のみを挙げているため、漢文面が最初に撰述されたと考えられる。そしてチベット文への翻訳は単なる逐語訳ではなく、ジグンテイ碑の事例のように、漢文面に内容を合わせながらチベット文の撰者の知識や見識に従って、漢文面の記述に欠けた部分が補われたり改変されたりしたと考えられる。しかし、本

121) 『*ᠵᠢᠭᠦᠨᠲᠡᠢ ᠶᠡᠷ ᠭᠡ-ᠶᠡ ᠳᠠᠶᠤ ᠳᠠᠢᠲᠤ-ᠯᠤᠤ ᠳᠤᠤ ᠰᠤᠩᠭᠣᠨ ᠮᠤᠩᠭᠡ ᠲᠠᠢ-ᠰᠢᠩᠭᠤ ᠶᠡᠨ ᠴᠡᠭᠦᠵᠦ ᠶᠡᠨ ᠠᠶᠠᠯᠠᠰ ᠠᠴᠠ ᠮᠣᠩᠭᠣᠯ ᠤᠨ ᠠᠶᠠᠯᠠᠰ ᠲᠤᠷ ᠨᠠᠶᠢᠷᠠᠶᠤᠯᠠᠨ ᠣᠷᠴᠢᠶᠤᠯᠤᠰ ᠮᠠᠩᠯᠠᠢ ᠶᠡᠨ ᠪᠢᠴᠢᠭ [sel] ᠲᠡ ᠪᠢᠴᠢᠵᠦ ᠲᠡᠭᠦᠰᠡᠪᠡ :*』転写，和訳は渡部他 2012 に従う。なお和訳は筆者が一部改変した。

122) Cleaves 1951: 172 はこの箇所を「harmonize」と訳している。

123) この漢文面は「朝列大夫の位階を授け（與階朝列大夫）」〔9行〕。モンゴル文面は「朝列大夫散官として宣を賜わせたのであった。（*ᠴᠡᠭᠤ-ᠯᠡ-ᠳᠠᠶᠤ ᠰᠠᠩᠭᠣᠨ-ᠶᠠᠷ ᠰᠣᠨ ᠰᠣᠶᠢᠷᠠᠷᠤᠯᠤᠰᠠᠨ ᠠᠵᠢᠷᠤ*）」〔7行〕。モンゴル文の「*sön*」を Cleaves 1951: 78, Note 38 は皇帝の直接の命令である「宣」に比定する。『元史』巻 91 によれば文散官の中で1品から5品までは皇帝の直接の命によって任命されたと述べている。モンゴル文面：7行の記事ではジグンテイは朝列大夫に任じられているが、この官職は従4品なので、Cleaves 1951 の比定は正しい。また、モンゴル文のみにある「散官名+散官」という表記の仕方はモンゴル文と蒙文直訳体にも見られるという〔この注の記述は渡部他 2012: 137 による〕。

124) サルゲスゲブの経歴についての記述の違いは以下のようなものである。1. ブダシリの勝臣（インジェ）→トク・テムルの即位→宮相都総管府の副総官→宿衛（ケシク）〔漢文面：3行〕。2. トク・テムルの知遇を受ける→奉宸庫の提点→尚功署の令→直省舎人→宮相都総管府の副総官→奉訓大夫〔漢文面：23行〕。3. ブダシリのインジェ→トク・テムルのケシク→トク・テムルの即位→奉宸庫の提点→尚功署の令→直省舎人→宮相都総管府の副総官→奉訓大夫〔モンゴル文面：13-14行〕。漢文面の記述は二つに分けられている上に相互に異なった官歴を述べている。それに比べてモンゴル文面の記述は一つにまとまって整理されている。またケシクとなった時期が漢文面とモンゴル文面では異なるが、モンゴル文面の記述が妥当だと考えられる。なお、ジグンテイやサルゲスゲブの伝記に関するまとまった資料はこの碑刻の他には管見できない〔この注の記述は渡部他 2012: 142 による〕。

碑刻の事例が他にもあてはまるかどうかは今後の検討の課題である¹²⁵⁾。

3. サキヤ・パンディタのチョルテン再建と 洪熙・宣徳年間における 河西モンゴル勢力の動向

本章では明朝が白塔寺とサキヤ・パンディタのチョルテンの再建を行った歴史的背景について述べる。明朝にとってこの事業は特別な意味を持っていた。明朝がチベット仏教僧のチョルテンを建立することは他にもある。例えば青海にあるチベット仏教寺院弘化寺は、正統7年(1442)に大慈法王シャキヤイエシェー(Tib. shakya ye shes)¹²⁶⁾を記念するチョルテンを明朝が勅建した事が起源である[乙坂 1991: 35]。また、成化4年(1468)には北京の大慈恩寺に住持していた大応法王タシーベル(Tib. bkra shis dpal)のチョルテンが勅建されている[佐藤 1986: 300]。しかし弘化寺については明朝によって建立されたのはシャキヤイエシェーのチョルテンのみで、寺院の建立はチベット側の自弁によった[乙坂 1991: 35]。タシーベルのチョルテンの建立については、チョルテンと寺院を同時に勅建する案もあったが、工部の反対によってチョルテンのみが勅建された[佐藤 1986: 300, 『明憲宗実録』巻126: 成化10年3月庚子の条]。明朝がチベット仏教僧に授与した法号の中で最高位である法王号を持つ僧侶

でさえもチョルテンのみが建立されたことから¹²⁷⁾、チョルテンと寺院の再建が明朝によって行われたサキヤ・パンディタは特別な事例に属すると考えられる。

さらに本碑刻ではモンゴル王族であるコデンがサキヤ・パンディタに布施を行なった事績が述べられている。モンゴル王族が寺院に布施を行なった事例は他にもあり、例えば雲南の昆明にある名利筇竹寺は延佑3年(1316)に仁宗が漢文大蔵経を勅によって与え、至元6年(1340)に雲南王アルグが大蔵経を誦経する法会の費用を寄進している[道布 1981]。しかし、宣徳9年(1434)「重建玉案山筇竹禅寺碑記」[『北図拓』51冊: 68]によると永楽中に寺院が災害にあったのを宣徳年間に再建したことが述べられているが、その中の寺院の歴史についての記述で大元ウルスの時の名僧雄辨大師の事績についてふれるが仁宗の大蔵経寄進については触れていない。ここからモンゴル時代の王族の事績を顕彰することは明代においては特別な事例であったと考えられる¹²⁸⁾。

以上のように、この寺院とチョルテンの再建は明朝にとって特別な意味を持っていたことがわかる。その理由の一つとして本碑刻が立碑された時期の河西モンゴルの動向が挙げられる。以下それについて述べる。

明朝は漢地とモンゴルの境界地域において軍事組織である衛所を設置する一方で¹²⁹⁾、明朝に服属しているが直接統治が及ばない非

125) 石濱 2011: 43-44 によれば、清初に立碑された満文・モンゴル文・漢文・チベット文対訳碑刻である崇徳3年(1638)「実勝寺碑」は、どの言語の記述もそれぞれ独自の情報を持ち、他言語と比較して省略され、あるいは異なる記述にされている部分もあるという。ジグンティ碑や本碑刻と同じように内容を合わせながらそれぞれの撰者の知識や解釈に従って撰述された可能性がある。

126) ゲルク派の創立者ツォンカパの弟子で永楽帝の招請を受け、後に明朝より大慈法王の法号を授与された。

127) 正統元年(1436)の時期においては、明朝がチベット仏教僧に与えた法号の階級は、法王、西天仏子、大国師、国師、禅師、都綱、刺麻である[佐藤 1986: 295]。

128) 本碑刻はチョルテンの中に納められ、外部の人間が参照できない状態にあったため[伴 2011: 59]、碑刻の記述において明朝に配慮する必要が無かったからという理由も想定される。しかし、漢文面の撰者に明朝の宦官や武官が加わっているため、碑刻の内容は明朝に公認されたものだったと考えられる。

129) 明朝はその対モンゴル政策として国境地域に九辺鎮を設けていた。河西にある甘州は九辺鎮の一つで陝西行都指揮使司が置かれた[田村 1958: 292-293, 田村 1963: 81]。

漢人の在地勢力を衛所制になぞらえて編成した。所謂羈縻衛所である¹³⁰⁾。この羈縻衛所は河西地域にも置かれた。安定衛、阿端衛、曲先衛、罕東衛である¹³¹⁾。

これらの勢力はモンゴル系の遊牧民である。例えば安定衛は明朝に降伏した大元ウルス宗室の寧王ブヤン・テムル (Mo. buyan temür, Chi. 卜烟帖木兒)¹³²⁾の集団を再編したものである¹³³⁾。その勢力範囲は敦煌地区の南、党河の上流域から西のロプ・ノール東方に至る柴達木盆地の北辺までである [佐口 1986: 3]。安定王のブヤン・テムルとその子の板咱失里は、洪武 10 年 (1377) に曲先衛との紛争が原因で殺害されてその血統は一時断絶するが [『明太祖実録』巻 111: 洪武 10 年 4 月乙亥の条]、洪武 29 年 (1396) に再建され [『明太祖実録』巻 245: 洪武 29 年 3 月壬午の条]、永楽 11 年 (1413) にはチベットのリンツァン (Tib. gling tshang, Chi. 靈藏) にいたブヤン・テムルの孫の亦攀丹が明朝によって安定王に封じられる [『明太宗実録』巻 140: 永楽 11 年 5 月戊戌の条]。

このような勢力はモンゴル時代以後の内陸アジアに広く存在した。例えば東北部のウリヤンハン三衛は東方三王家の後身であり、安定衛と同祖とされるハミ王家はチャガタイ王家の後身である [杉山 2004: 326]。ここから安定衛をはじめとする河西地域のモンゴル勢力は、単なる一地域ではなく、内陸アジア全体とつながりを持つ勢力であると位置づけられる。

しかし、永楽末期から宣徳にかけて明朝と

河西モンゴルとの紛争が起きた。永楽 22 年 (1424) に安定衛指揮哈三孫散哥、曲先衛指揮散即思、卜答忽等が明朝の使臣喬来喜、鄧成等を殺したため、陝西行都司土官都指揮李英と必里衛土官指揮康寿に討伐させ、安定王桑兒加失来が明の朝廷に謝罪に赴いている [『明宣宗実録』巻 7: 洪熙元年 8 月戊辰の条]¹³⁴⁾。また宣徳 5 年 (1430) には曲先衛都指揮散即思がしばしば明朝の使臣の交通を妨害するので、都督史昭やサキヤ・パンディタの Cholten 再建の施主の一人である太監王安等を派遣して討伐させた [『明宣宗実録』巻 67: 宣徳 5 年 6 月甲申の条]。

そして、明朝は反乱した河西モンゴルを討伐する一方で、彼らが明朝より離反することを防ぐ処置をとっていた。宣徳元年 (1426) には明軍の進入により安定衛や罕東密羅族が散り散りになったため、西寧指揮使陳通、指揮同知祈賢を派遣して、罕東密羅族 17300 人を初めとする部族を旧に復させた [『明宣宗実録』巻 22: 宣徳元年 10 月戊辰の条]。また、宣徳 2 年 (1427) には西寧指揮使陳通が反乱を起こした曲先衛指揮散即思等 42000 余帳を旧に復させている [『明宣宗実録』巻 33: 宣徳 2 年 11 月辛丑]。散即思は前述したように宣徳 5 年 (1430) に反乱を起こして討伐されたが、宣徳 6 年 (1431) に赦免された [『明宣宗実録』巻 78: 宣徳 6 年 4 月甲寅の条]。

以上述べてきたように本碑刻が立碑された宣徳朝における明朝の河西モンゴルに対する政策は、明朝と彼らとの友好的関係を構築す

130) 羈縻衛所の概要については杉山 2008: 111-112 を参照。

131) 河西地域の羈縻衛についての専論として岑 1936, Franke 1954, 鄧 1980 がある。

132) 『明実録』中に記載されている非漢人の人名で原語に還元できなかったものは漢字のままで表記する。
133) 佐口 1986: 3 はブヤン・テムルが大元ウルス宗室の寧王だという根拠を『明史』西域伝にしているが、鄧 1980: 59-60 は『明史』編纂の史料として用いられたと考えられる『明太祖実録』洪武 9 年 10 月丁巳の条を根拠として、ブヤン・テムルが大元ウルス宗室の寧王であることを明らかにしている。また、胡 2005: 89 ではチンギスの次子チャガタイからブヤン・テムルに至る安定王家の系図の復元が試みられている。

134) 『明宣宗実録』巻 7: 洪熙元年 8 月戊辰の条でこの事件の経過を述べる際にその発端を「永楽末」と記しているが、『明実録』中で初めてこの事件について述べたものは『明仁宗実録』巻 2 下: 永楽 22 年 9 月庚子の条なので、永楽 22 年とした。

ることが重要視されていたことがわかる。その理由の一つとして杉山 2008: 107 で述べられているように、明朝にとって河西は東北部、及び北方の長城地帯と並んでモンゴル勢力と対峙する最前線であったことがあげられる。杉山 2008: 107 で述べられている情勢は 1370-80 年代の北元が健在であった時期のものであるため本碑刻が立碑された時期とは異なる。しかし、宣徳期においてもモンゴル高原に本拠を置くオイラート等の勢力と対峙する情勢が続いていたため、河西の戦略的重要性は変わっていなかったと考えられる¹³⁵⁾。そのため表面的には明朝に服属しているがその統治を完全に受け入れたとは言い難い河西モンゴルがモンゴル高原の勢力と連携することを防ぐ必要があったと考えられる。また、宣徳元年(1426)から9年(1434)にかけて東北部における奴兒干都司の再建が行われたように〔和田 1955: 364-372〕、宣徳年間においては永楽末期に途絶した積極的な外交政策が復活した。そのため、内陸アジアのみならず西アジアへの交通路でもある河西が混乱に陥ることは明朝としては避けたかったことも理由として考えられる。

ではどのような手段を用いれば河西モンゴルとの友好的関係を構築することができたのか。この問題については、洪武 22 年(1389)に編纂された『甲種本華夷訳語』に収録されている河西のモンゴル勢力が明朝に送ったモンゴル語の上奏文が手がかりとなる。その中の一つである洪武 21 年(1338)に書かれた「納門駙馬書」は大元ウルスの姻族で、河西

に本拠を置くナムン・キュレゲンがチャガタイ王家の肅王クナシリ旧領安堵を明朝に対して願い出たものであるが¹³⁶⁾、そこに次の一文がある。

根源の国の主であるチンギス・ハーンの仰せによって、主であるチャガタイ・ハーンに従い分かれたモンゴルの民を統べて、我らの祖宗に委ね治めさせたのだった¹³⁷⁾。

ここで、明朝に旧領安堵を願う根拠として、チンギス・ハーンの聖旨によって統治を委任されたことをあげている点が注目される¹³⁸⁾。また本碑刻より年代が下がった弘治 6 年(1493)には、モグーリスターン王家出身でトルファンに本拠を置くアフマドが、自らがチャガタイの子孫であることを理由に沙州・瓜州の領有を明朝に対して主張している〔杉山 2004: 327〕。このように大元ウルスが滅びた後も、モンゴル勢力の中ではモンゴル時代の伝統は重要視されていた。ここから大元ウルスの帝師を輩出して大きな影響力を持ったサキヤ派の重要人物であるサキヤ・パンディタと代々河西地域を治めたモンゴル王家の家祖といえるコデン¹³⁹⁾の故事を顕彰する記念物を再建することは、明朝がモンゴル時代の伝統を尊重することをモンゴル勢力に伝える意味を持ったと考えられる。

4. 明朝のモンゴル政策における河西チベット仏教僧の重要性

このチョルテンや寺院の再建における重要

135) 宣徳 3 年, 5 年, 9 年の三回にわたる宣徳帝のモンゴル国境地帯への巡幸はモンゴル高原からの侵入に対する軍事的威嚇の意味があった〔松本 2001: 18-20〕。ここから本碑刻が建立された宣徳 5 年も軍事的緊張が続いていたといえる。

136) 小田 1963: 16-20 に和訳と解説がある。

137) 「Huǎ'ar ulus eǰen. Činggis qahan-nu ǰarlig-i 'ar. eǰen Ča'adai qahan-na. daqan salqaqdaqasan. mongqol ulus- i ǰarčimlanǰu. uridus-tur man-u. tūšijū mede' ūljū būle'e」〔3v3-4r1〕。原文はモンゴル語を漢字で表記したものである。モンゴル語への還元は Mostaert 1977: 9 に従う。なお栗林 2003: 94-95 にも「納門駙馬書」のモンゴル語への還元と原文の影印がある。

138) 「委ね」にあたるモンゴル語「tūši」は集団の統治や何らかの職務を委ねるという意味で用いられる〔本田 1991: 424-425〕。

139) コデン王家の歴史に関しては佐口 1951: 261-263, 杉山 2004: 第 12 章を参照。

な要素として、この事業を主導したチベット仏教僧ソナムギェルツェンがいる。明朝が彼の請願を聞き入れて再建を支援した理由として、この時代において、チベット仏教僧は漢地やモンゴル等において、民族や国家の境界を越えた宗教活動を行っていた事が考えられる。以下それについて述べたい。

先に、明初の対外政策においてチベット仏教が重要な役割を果たしていたことを述べる。杉山 2008: 121-127 は永楽期の東北部において永寧寺や白山寺等の仏教寺院の建設や建州衛の僧官へのチベット仏教僧の任命が行われたことを述べ、これらの政策はモンゴル時代の伝統を継承した永楽帝の世界政策の一つであるとした。

ここで注目すべきは、明朝によってチベット仏教寺院が建立されたとしても、その地域にチベット仏教僧の集団が存在していない可能性である。杉山 2008: 126 によれば、東北部の永寧寺に立碑された永楽「勅修奴兒干永寧寺記」は、本文が漢文、女真文、モンゴル(ウイグル文)の三体合璧であり、碑の両側面にチベット文字、漢字、女真文字、モンゴル(ウイグル文)文字の六字真言が刻まれているが、明朝が多民族の上に君臨する意志を示すものであり、モンゴル人やチベット人の社会の存在を証明するものではないとされる。

しかし、本碑刻が立碑された明初の河西においてはチベット仏教僧の集団が存在した。彼らは明朝と河西モンゴルとの関係にも大きな影響力を及ぼしていたのである。

まず、その一例として、明朝による安定衛の再建にチベット仏教僧が関わっていること

が挙げられる。安定衛は先述したように洪武 10 年(1377)に王家の血統が断絶したが、洪武 29 年(1396)に再建されている。その際に明朝と安定衛の仲介をチベット仏教僧が行っている。洪武 29 年に、撒里畏兀兒の司徒哈答が僧侶サンゲサンポ(Tib. sangs rgya bzang po)を使者として派遣して明朝に帰順し、安定衛が再建されている[『明太祖実録』巻 245: 洪武 29 年 3 月壬午の条]¹⁴⁰⁾。

また永楽朝末期から宣徳朝初期にかけての安定衛等の河西モンゴルの明朝に対しての反乱においても、チベット仏教僧は重要な役割を果たした。例えば宣徳元年(1426)には曲先衛、安定衛を征した功績により、タクパギェルツェン(Tib. grags pa rgyal mtshan)等 5 人の僧侶に国師号が授与された[『明宣宗実録』巻 14: 宣徳元年 2 月戊寅の条]¹⁴¹⁾。しかし、宗教者であるチベット仏教僧が明朝の軍事行動に積極的に参加することは考えにくい。先述したように、明朝は紛争によって散り散りになった河西モンゴルの部族を招撫し、反乱の首謀者を赦免するなど、軍事行動による部族の壊滅よりも、彼らを明朝側にひきつける政策を行っていることから、彼らチベット仏教僧は、明朝と河西モンゴルの仲介を行っていたと考えられる。

このようなチベット仏教僧の代表的な人物としてチャンチュプリンチェン(Tib. byang chub rin chen)がいる¹⁴²⁾。彼は安定衛撒刺刺兒等所の禪師で、宣徳元年(1426)に国師の法号を授けられ[『明宣宗実録』巻 22: 宣徳元年 11 月甲午の条]、宣徳 2 年(1427)に戒浄慈応国師の法号を授けられる[『明宣

140)『明実録』中では撒兒加藏トと表記される。佐藤 1986: 121 では類似した音の「撒力加」を sangs rgya とする。恐らく rgya の点前字であり現在のチベット語では発音されない傾向にある r が「兒」や「力」として表現されるのであろう。

141)『明実録』中では格刺思巴監蔵と表記される。佐藤 1986: 145 によればパクモドッパの第五代デンであるタクパギェルツェン(Tib. grags pa rgyal mtshan)は漢文史料では吉刺思巴監蔵と表記されるので、漢字表記が類似している「格刺思巴監蔵」も「grags pa rgyal mtshan」に比定されることが考えられる。「吉」と「格」では音が異なるが、これは基字であるものの現代チベット語では発音が異なる g を表していると考えられる。

142)『明実録』中では賞觸領占または賞竹領真と表記される。佐藤 1986: 121, 127 では「賞竺」を「byang chub」に比定する。「賞觸」や「賞竹」に音が類似しているため「byang chub」とする。

宗実録』巻24：宣徳2年正月癸丑の条]。その後、宣徳6年(1431)、正統4年(1439)に安定衛の使節として、明朝に来ている¹⁴³⁾。そして、正統7年(1442)にはシェーラブサンポ(Tib. shes rab bzang po)なるチベット仏教僧に戒淨慈応国師の法号が継承されている[『明英宗実録』巻88：正統7年春正月庚午の条]¹⁴⁴⁾。彼は、正統9年(1444)に安定衛と曲先衛が紛争を起こした際に、明朝に両者の調停を命じられている[『明英宗実録』巻123：正統9年春正月己亥の条]。これは河西モンゴルに問題が起きた際、チベット仏教僧が明朝とモンゴルの仲介を行う事が継続していたことを示している。なお、これらの僧侶がチベット人かどうかについては明確にはわからない。何故ならモンゴル時代の河西は多民族多言語の仏教徒が活動しており、その状況は明初も変わらなかったと考えられるからである[伴2011: 66-67]。しかし、モンゴル時代には帝師のもとで出家した漢人がチベット名を名乗っている¹⁴⁵⁾、彼らがチベット人ではなかったとしてもチベット人僧侶と何らかの関係のあるチベット仏教僧であると考えられる。

さて、境界地帯のチベット仏教僧が外交活動を行う事例は河西のみではない。甘粛の岷州出身のチベット仏教僧ペルデンタシーは永楽から洪熙年間に明朝の使節として中央チベットに派遣され、洪熙元年(1452)には淨覚慈濟国師の法号を明朝から授かっている[乙坂2002: 274]。明朝が周辺諸民族との外交に境界地帯のチベット仏教僧を用い、彼らに国師号を授与して手厚い待遇を与えることが一般的に行なわれていたことが伺える。

さて、乙坂2002: 271-272は、ペルデンタシーは中央チベットに滞在経験があり、そこで培われたネットワークが明朝と中央チベットの外交に大きな影響を及ぼした可能性を指摘している。また彼の一族出身の僧侶がモンゴル時代から漢地に進出したことを述べている[乙坂2002: 268-269]。このように岷州のチベット仏教僧が外交活動を行っていたこと背景には大元ウルス以来の漢地-チベットの仏教交流がある。では河西のチベット仏教僧の背景には何があったのか。それはモンゴル時代以来の東トルキスタンから漢地にいたる仏教僧の活動である。それについて以下述べる。

松井2008は、大元ウルスの末期である14世紀後半には、ウイグル人チベット仏教徒が、東西チャガタイ王家の庇護を受け、東部天山から河西、華北地域にまで広がる宗教的な活動圏を形成していたことを論じている。そしてモンゴル時代の状況を受け継ぐ形で、明代においても、ウイグル人チベット仏教徒に限らないが、東トルキスタンから漢地に至る仏教徒の活動圏は継続して存在していた。

例えば永楽6年(1408)にはトルファン(土魯番)の僧侶清来や古麻刺失里が明朝に朝貢している¹⁴⁶⁾。そして名目的なものであると考えられるが、明朝はこれらの地域に僧綱司を置いている。宣徳4年(1429)にはトルファン(土魯番)の僧侶桑果¹⁴⁷⁾が土魯番城僧綱司に任じられており、また哈密衛の僧侶太倉が哈密衛僧綱司都綱に任じられている[『明宣宗実録』巻54：宣徳4年5月己未の条]。また、天順7年(1463)にハミ王家とベケリスン(Mo. begersen, Chi. 札加思蘭)¹⁴⁸⁾

143)『明宣宗実録』巻75：宣徳6年正月丁亥の条、『明英宗実録』巻50：正統4年春正月乙巳の条。

144)『明実録』中では撰刺藏トと表記される。

145)大元ウルスの英宗の時に常氏という漢人の女性が帝師のもとで出家し、堅藏巴(Tib. rgyal mtshan pa)という法号を名乗っている[『大興国寺碑』『至正集』巻60: 28 葉裏-29 葉表]。

146)『明太宗実録』巻79：永楽6年5月辛酉の条及び『明太宗実録』巻80：永楽6年6月乙巳の条。

147)桑馬果とする版本もある[『明宣宗実録校勘記』: p. 222]。

148)その出身は史料によってオイラートともウイグルとも伝えられ、1475年にマンドグルをハーンに擁立してモンゴルの実力者となるが、1479年にマンドグルの部下に殺される[烏蘭2000: 341-42]。

が紛争を起こした時は、ハミ出身の仏教僧がベケリスンに投降して作戦指導や明朝との外交を行っている『明英宗実録』巻357：天順7年9月戊辰の条】。

このような仏教僧の活動はこの地域に対する仏教の影響に基盤を持っていたと考えられる。ティムール朝のシャー・ルフが1419年に明朝に派遣した使節団の一員であるギヤースッディーン・ナッカーシュの記した遣使記録によれば、トルファンやハミから漢地に至る地域に仏教寺院が存在していた〔小野2010: 300-306¹⁴⁹⁾〕。そしてトルファンにおける仏教からイスラム教への交代は1450年代に行なわれ〔Rossabi1972: 212-13〕、イスラム教を信仰するモグーリスタン王家がハミを完全に占領するのは1513年である〔Rossabi 1972: 223〕。このように東トルキスタンにイスラム教の勢力が完全に浸透するのに16世紀にいたるまでの時間がかかっている。逆に言えば、モンゴル時代以降においても、東トルキスタンから漢地までの地域における仏教の影響力は短期間で衰退せず比較的長期にわたって継続していたのである。

以上述べてきたように、明初から中期の漢地から東トルキスタンにおいて、仏教徒の活動圏が形成されていた。その中における諸政治勢力間の外交においてはチベット仏教をも含む仏教僧が重要な役割を果たしていたのである。境界地域である河西にある寺院を本拠とするチベット仏教僧の請願を、明朝が聞き入れてサキャ・パンディタのチョルテンと白塔寺を再建した背景には、彼らのモンゴルや東トルキスタンへの影響力を明朝が利用しようとした意図があったと考えられる。

おわりに

本稿では宣徳5年(1430)「重修涼州白塔誌」の検討を行った。その結果、漢文面とチベット文面では記述の相違が見られるものの、その内容はおおむね信頼できるものであること、本碑刻の立碑の背景として、明朝が河西モンゴルとの友好関係を築くためには彼らに対してモンゴル時代の伝統を尊重する姿勢を示す必要があったことと、河西地域のチベット仏教僧が東トルキスタンまで及ぶ仏教徒の活動圏を背景とした高い外交能力を持っていたことを明らかにした。このように本碑刻に記述されているサキャ・パンディタのチョルテンと白塔寺の再建は明朝の対モンゴル政策の上で重要な位置を占める河西モンゴルと友好関係を築くために行なわれたのであり、境界地帯のチベット仏教寺院は両者を結びつける役割を果たしたのである。谷井2009: 59-60においては明朝とモンゴルの関係は軍事的な対立に終始し安定した秩序は作られなかったと述べられているが、チベット仏教を媒介とした平和的関係を構築しようとした試みが、明初において行なわれていた事実は特筆すべき事であると考えられる。

では、本碑刻はチベット仏教世界の発展の過程においてどのような歴史的意義を持つのだろうか。チベット仏教世界の特徴を石濱2001の内容に基づいて筆者なりにまとめると次のようになる

1. チベット仏教の価値観に基づき、俗権が聖権に奉仕するモンゴル帝室とサキャ派の施主-応供僧関係が、清朝とゲルク派との関係に至るまで規範とされた¹⁵⁰⁾。
2. 統治者はその権力の正当性を、自らが善

149) なお、筆者はペルシア語を解さないで、遣使記録の理解は小野2010の訳文による。

150) 石濱2001：二章、一章によれば、ダライ・ラマ三世とアルタン・ハン及びパンチェン・ラマ4世と乾隆帝の做らすべき前世の一つがバクパとフビライの施主-応供僧関係だった。また石濱・松川2010: 62-66によれば、後代のサキャ派の史料にあるバクパとフビライが施主-応供僧関係を結んだという記述は他の史料には無いが、間接的に裏付ける事実を指摘することができるという。

薩の化身としての転輪聖王であり、仏教を興隆し有情に利益をもたらす政治を行っていることに求めた¹⁵¹⁾。

3. 満洲、モンゴル、チベットの民族が関係を作っていく際に、1,2に代表されるチベット仏教の思想が共通の価値観となった¹⁵²⁾。

明朝が自らの政策に仏教に対する信仰を取り入れる事例はあった。しかし、それは乙坂1997が漢文史料である「御製靈谷寺塔影記」を検討して明らかにしたように、また伴2009が漢文・チベット文対訳碑刻である永楽16年「御製金仏像碑」を検討して明らかにしたように、仏と感応して奇跡を起こすことの出来る皇帝の功德を内外に向けて宣伝するものであり、俗権が聖権を取り込む形で行なわれたため、チベット仏教の価値観に従っているとはいえない。これに対し、本碑刻は、王侯を菩薩の化身としての転輪聖王とする王権思想は明示していないが、モンゴルとチベットの関係を俗権が聖権に奉仕する施主一応供僧関係で捉えているので、チベット仏教の価値観に従ったものだといえる。このような内容の碑刻が、明朝とチベット人とは明確に断定できないもののチベット仏教僧によって、そのチベット仏教僧と深い関係を持つ河西モンゴルに向けて建立されたチョルテンの中に立碑されたことから、境界地帯である河西にチベット仏教を共通の価値観とする民族関係が形成されており、明朝のモンゴル政策に対しても影響を与えるものであったといえる。これはモンゴル時代に成立したチベット仏教世界が明初においても継承されていたことを示している。

それでは、明初の河西において形成されていたチベット仏教世界は後の時代にどのよ

うに受け継がれたのであろうか。その一翼を担う安定衛を初めとする河西モンゴルは、成化年間(1465-1487)から正徳年間(1506-1521)にかけて、トルファンに本拠を置くモグーリスタン王家やモンゴル高原に本拠を置く亦不剌によって衰亡したとされる〔岑1936: 5, 鄧1980: 65〕。しかし、隆慶6年(1572)に、アルタン・ハンの甥でモンゴルへのチベット仏教の導入に大きな役割を果たしたとされるセツェン・ホンタイジは河西の馬蹄寺に行き、明朝の地方官よりチベット仏教の経典を入手している〔佐藤1988: 322-323〕。また万暦6年(1578)にはアルタン・ハンとの会見を終えたダライ・ラマ三世が、明朝の地方官に招請されて馬蹄寺(Tib. ma ti si)を訪問している〔DN3: ff. 97b6-99a1〕。このようにアルタン・ハンとダライ・ラマ三世が登場した時代においても河西のチベット仏教は明朝、チベット、モンゴルと関係があり、内陸アジアにダライ・ラマを中心とした秩序が形成される端緒においても重要な役割を果たしたことが推測されるが、詳細な検討は今後の課題としたい。

参 考 史 料

- 『元史』中華書局、1976。
 『至正集』(『元人文集珍本叢刊』7冊)新文豊出版、1985。
 『西檔案』→『西藏歴史檔案薈粹』文物出版社、1995。
 『西番訳語』(『北京図書館古籍珍本叢刊』6冊)書目文獻出版社、1987-2000。
 正徳『明会典』→正徳『大明会典』汲古書院、1989。
 「覆明成祖書」(『西藏大蔵経』153冊, No. 6135)西藏大蔵経研究会、1955-1961。
 『北図拓』→『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』中州古籍出版社、1989-1991。
 『宝蔵』朝集出版社、2000。

151) 石濱2001: 8-11によればチベットでは、般若経系経典を典拠として菩薩が転輪聖王に化身して有情を十善行の道に導くという思想がある。チベット語文献の中では、ソツェン・ガムボは観音菩薩の化身とされ〔石濱2001: 11〕、フビライとアルタン・ハンは転輪聖王とされ〔石濱2001: 一章, 二章〕、乾隆帝は文殊菩薩が化身した転輪聖王とされた〔石濱2001: 348〕。

152) 石濱2001: 六章, 七章, 八章, 十章によれば清朝、チベット、モンゴル、オイラート間の外交や軍事がチベット仏教の世界観や政治思想を共通の基盤として行なわれていた。

- 『明史』中華書局, 1974。
『明実録』中央研究院歴史語言研究所。(本文中に示した巻数はこの版本による)。
『明実録』CD-ROM [単機版], 凱希メディアサービス。
『明実録校勘記』中央研究院歴史語言研究所。
『明代滿蒙史料 蒙古篇』滿蒙史料刊行会, 1943。
BNNG: *bla ma brgyud pa'i rnam par thar pa ngo mtshar snang ba*. LBSS, ma
DG: *deb ther rgya mtsho*(Part1). Lokesh Chandra ed, New Delhi 1975-77 (Shata-piTaka series.)
DN3: *rje btsun thams cad mkhen pa bsod nams rgya mtsho'i rnam thar dngos grub rgya mtsho'i shing rta*. *The Collected works of the fifth Dalai lama*, vol. 8. Sikkim Research Institute of Tibetology, 1991-1995.
GBYT: *rgya bod kyi yig tshang mkhas pa dga' byed chen mo 'dzam gling gsal ba'i me long, smad cha. kungsang topgyel and mani dorji, thim-phu*, 1979(Library of Congress Online Catalog) .
LBSS: *lam 'bras slob bshad*, sakyas Centre, Delhi, 1983.
SM: *gsung sgros ma*, SKKB, vol. 9
SKKB: *sa skya pa'i bka' 'bum*, 東洋文庫, 1968。
- 参 考 文 献**
- ◎和文◎
石濱裕美子 2001. 『チベット仏教世界の歴史的研究』東方書店。
——— 2011. 『清朝とチベット仏教』早稲田大学出版部。
石濱裕美子, 松川 節 2010. 「後伝仏教の諸相」『須弥山の仏教世界』, 50-119, 佼成出版社。
井上 治 2002. 『ホトクタイ=セチュン=ホンタイジの研究』風間書房。
岡田英弘 1962. 「蒙古史料に見える初期の蒙藏関係」『東方学』23: 95-108 (岡田英弘 『モンゴル帝国から大清帝国へ』藤原書店 2010: 127-145 に再録)。
小沢重男 1988. 『元朝秘史全訳続攷』(中巻) 風間書房。
小田(永元)寿典 1963. 「明初の哈密王家について—成祖のコムル経営—」『東洋史研究』22-1: 1-38。
乙坂智子 1991. 「明勅建弘化寺考—ある青海ゲルクパ寺院の位相—」『史峯』6: 31-68。
——— 1993. 「ゲルクパ・モンゴルの接近と明朝」『日本西藏学会会報』39: 1-7。
——— 1997. 「永楽5年「御製靈谷寺塔影記」をめぐって—明朝によるチベット仏教導入の側面—」『日本西藏学会々報』41-42: 11-21。
——— 1998. 「在京チベット仏教僧に対する明朝の姿勢」『蛮夷の王, 胡羯の僧』, 49-145, 平8・9・10年度科学研究費補助金報告書。
——— 2002. 「旅するペルデンタシ」『中華世界の歴史的發展』, 267-287, 汲古書院。
小野 浩 1997. 「とこしえなる天の力のもとに」『中央ユーラシアの統合』, 203-226, 岩波書店。
——— 2010. 「ギヤースッディーン・ナッカーシュのティムール朝遣明使節行録 全訳・註解—ハーフィズィ・アブルー『バイシングルの歴史精華』から」『ユーラシア中央域の歴史構図—13~15世紀の東西—』, 275-430, 総合地球科学研究所。
栗林 均 2003. 『「華夷訳語」(甲種本) モンゴル語全単語・語尾索引』東北大学アジア研究センター。
佐口 透 1951. 「河西におけるモンゴル封建王侯」『和田博士還暦記念東洋史論叢』, 255-272, 講談社。
——— 1986. 『新疆民族史研究』吉川弘文館。
佐藤 長 1986. 『中世チベット史研究』同朋舎。
佐藤文俊 1999. 『明代王府の研究』研文出版。
佐藤貴保・赤木崇敏・坂尻彰宏・呉 正科 2007. 「漢藏合璧西夏『黒水橋碑』再考」『内陸アジア言語の研究』22: 1-38。
杉山清彦 2008. 「明初のマンチュリア進出と女真人羈縻衛所制」『中世の北東アジアとアイヌ』, 105-134, 高志書院。
杉山正明 2004. 『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学出版会。
谷井陽子 2009. 「明初対モンゴル軍事政策とその帰結」『史林』92-3: 27-60。
田村実造 1958. 「明代の北边防備」『石浜純太郎博士古稀記念東洋学論集』。
——— 1968. 「明代の北边防衛体制」『明代滿蒙史研究』, 73-161, 京都大学文学部。
中村 淳 2005. 「山東靈巖寺大元国師法旨碑」『駒沢史学』64: 29-43。
西田龍雄 1964. 『西夏語の研究』座右室刊行会。
——— 1970 『西番館訳語の研究』松香堂。
——— 1997. 『西夏王国の言語と文化』岩波書店。
萩原淳平 1980. 『明代蒙古史研究』同朋舎。
伴真一郎 2005. 「アムド・チベット仏教寺院トツァン・ゴンバ(瞿曇寺)のチベット文碑文初考—永楽16年「皇帝勅諭碑」の史料的价值の検討を中心に—」『大谷大学大学院研究紀要』22: 189-219。
——— 2009. 「明初における東西の仏教交流と青海チベット仏教寺院—永楽帝の対外政策における瞿曇寺「御製金仏像碑」の役割—」『内陸アジア言語の研究』24: 173-206。
——— 2011. 「明清時代における涼州のチベット仏教寺院とその碑刻史料について—白塔寺(Tib.shar sprul pa sde)の現地調査報告を中心に—」『真宗総合研究所研究紀要』28: 53-72。

- 福田洋一・石濱裕美子 1986. 『西藏仏教宗義研究』第4巻, 東洋文庫。
- 本田実信 1991. 『モンゴル時代史研究』東京大学出版会。
- 松井 太 2008. 「東西チャガタイ系諸王家とウイグル人チベット仏教徒—敦煌新発現モンゴル語文書の再検討から—」『内陸アジア史研究』23: 25-46.
- 松川 節 1995. 「大元ウルス命令文の書式」『待兼山論叢』(史学) 29: 25-52.
- 松本隆晴 2001. 『明代北辺防衛体制の研究』汲古書院。
- 渡部 洋・松川 節・小野 浩・古松崇志・石野一晴・毛利英介・伴真一朗・清水奈都紀 2012. 「漢文・モンゴル文対訳『達魯花赤竹君之碑』(1338年) 訳註稿」『真宗総合研究所研究紀要』29: 107-238.
- 和田 清 1955. 『東亜史研究(満洲篇)』東洋文庫。
- 1959. 『東亜史研究(蒙古篇)』東洋文庫。
- ◎中文◎
- 岑 仲勉 1936. 「明初曲先阿端安定罕東四衛攷」『金陵學報』6-2: 1-22.
- 道 布 1981. 「回鶻式蒙古文『雲南王藏經碑』考釈」『中国社会科学』1981-3: 199-210 (『道布文集』上海辞書出版社 2005: 70-86 に再録)。
- 敦煌研究院・甘肅省博物館 2000. 『武威天梯山石窟』文物出版社。
- 鄧 銳齡 1980. 「明初安定・阿端・曲先・罕東衛雜考」『歴史地理』2: 58-65.
- 福建省泉州海外交通史博物館(編) 1984. 『泉州伊斯蘭教石刻』福建人民出版社。
- 胡 小鵬 2005. 「察合台系蒙古諸王集团与明初閩西諸衛的成立」『蘭州大学学报(社会科学版)』33-5: 83-91.
- 梁 新民 1997. 『武威史地綜述』蘭州大学出版社。
- 羅 文華 1995. 「明大宝法王建普度大斎長卷」『中国藏学』1995-1: 89-97.
- 羅 文華・文明 2010. 「甘肅永登連城魯土司属寺考察報告」『故宫博物院院刊』2010-1: 60-84.
- 喬高才讓 1993. 「『重修涼州白塔志』碑文考略」『中国藏学』1993-4: 144-150.
- 喬 吉 2008. 『蒙古仏教史』内蒙古人民出版社。
- 宿 白 1993. 『藏伝仏教寺院考古』文物出版社。
- 王 宝元 1993. 「涼州百塔寺考察記」『敦煌學輯刊』1993-1: 72-76.
- 王 其英(主編) 2001. 『武威金石録』蘭州大学出版社。
- 王 堯・陳 踐 1990. 「『涼州広善寺碑文』藏漢文釈読」『中国藏学』1990-4: 116-125.
- 西藏文物管理委員会 1981. 「明朝皇帝賜給西藏楚布寺葛瑪活仏の两件詔書」『文物』1981-11:

42-44.

- 烏 蘭 2000. 『蒙古源流研究』遼寧民族出版社。
- 札奇斯欽 1978. 『蒙古与西藏歴史関係之研究』正中書局。
- 張 怡蒸(編) 1993. 『藏漢大辭典』民族出版社。
- 中国社会科学院考古研究所, 甘肅省文物考古研究所 2003 (→社・文 2003). 「甘肅武威市白塔寺遺址 1999 年の発掘」『考古』2003-6: 52-69.

◎欧文◎

- Cleaves, Francis W. 1949. "The Sino-Mongolian Inscription of 1362 in Memory of Prince Hindu." *Harvard journal of Asiatic studies*, 12: 1-133.
- 1951: "The Sino-Mongolian Inscription of 1338 in Memory of jīgūntei." *Harvard journal of Asiatic studies*, 14: 2-104.
- Dunnell, Ruth W. 1996. *The great state of white and high: Buddhism and state formation in eleventh-century Xia*. Honolulu: University of Hawai'i Press.
- Franke, Wolfgang. 1954. "Zur Lage der vier Sarioigurischen Militärdistricte An-ting, A-tuan, Ch'ü-hsien, und Han-tung in der frühen Mingzeit." *Silver Jubilee Volume of Zinbun-Kagaku-Kenkyuzyo*, 121-128, Kyoto: Kyoto University.
- Goldstein, Melvyn (ed). 1994. *Tibetan-English dictionary of modern tibetan (4th ed)*. Kathmandu: Ranta Pustak Bhandar.
- Jäschke, August H. 1885. *A Tibetan-English dictionary*. Kyoto: Rinsen Book, (First published 1881).
- Lessing, Ferdinand D. 1960. *Mongolian-English Dictionary*, Berkeley/Los Angeles: University of California Press.
- Rossabi, Morris. 1972. "Ming China and Turfan, 1406-1517" *Central Asiatic Journal*, 16-3: 219-212.
- Mostaert, Antoine. 1977. *Le Matériel Mongol du Houa i i iu 華夷訳語 de Houng-ou (1389) I*. Bruxelles: Institut belge des hautes études chinoises.
- Pema Dorjee. 1996. *Stūpa and its technology: a Tibeto-Buddhist perspective*. New Delhi: Indira Gandhi National Centre for the Arts.
- Richardson, H. E. 1959. "The Karma pa Sect: A Historical Note (Part 2)," *Journal of the Royal Asiatic Society*, 1959, April.
- Serruys, Serruys. 1967. *The tribute system and diplomatic missions: 1400-1600*. Bruxelles: Institut belge des hautes études chinoises.
- 1975. *Trade relations: the Horse fairs (1400-1600)*. Bruxelles: Institut belge des

- hautes études chinoises.
- 1980. *The Mongols in China during the Hung-Wu period: 1368-1398*. Bruxelles: Institut belge des hautes études chinoises.
- 1987. *The Mongols and Ming China: customs and history*. London: Varioram Reprint.
- Sperling, Elliot. 1983. “Did the Early Ming Emperors Attempt to Implement a “Divide and Rule” Policy in Tibet?” *Contributions on Tibetan Language, History and Culture*, (ed. Ernst Steinkellner and Helmut Tausche), 339-355, Wien.
- 2001. “Note on the early history of Gro-tshang Rdo-rje-'chang and its relations with the Ming court” *Lungta* 14: 77-87.
- 2009. “Tibetan Buddhism, Perceived and Imagined, along the Ming-Era Sino-Tibetan Frontier” *Buddhism between Tibet and China*. 155-180, Boston: Wisdom Publications.
- Tucci, Giuseppe (Tr. Uma Marina Vesci) 1988 *Stupa: art, architectonics and symbolism*. New Delhi: Aditya Prakashan (Shata-pi'Taka series.).

原稿受理日—2012年5月23日